(素案)

第8次豊山町高齢者福祉計画 第7次介護保険事業計画

(平成30年度~平成32年度)

平成30年3月 豊山町

第8次豊山町高齢者福祉計画・第7次介護保険事業計画

目 次

牙	1 草 計画東定にあたって	
1 2 3 4 5 5	計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 4 · 5 · 7
第	2章 高齢者を取り巻く現状	
1 2 3 4 5 6 7 8	要介護認定および介護保険給付状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10 15 29 36 40 42 69 81
第	3章 基本理念と施策の体系	
1 2 3	基本目標 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	85 86 87
穿	4章 高齢者福祉施策の展開	
基本 1 2	介護予防の推進による健康寿命の延伸・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	89 91 93

3 在宅医療支援体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 94
4 認知症高齢者への支援体制の充実95
5 権利擁護の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 101
6 地域包括支援センターの充実
基本目標2 生きがいづくりの推進
1 高齢者日常生活支援サービスの充実・・・・・・・・・・・・・・・ 109
2 社会参加・生きがいづくりの推進
3 福祉のまちづくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・110
基本目標3 介護サービス基盤の整備
1 居宅サービスの充実
2 施設サービスの充実
3 地域密着型サービスの充実
第5章 みんなで支える介護保険
1 介護保険サービス見込量と費用額の算出・・・・・・・・ 107
2 介護保険料基準額の設定
第6章 計画の円滑な推進に向けて
1 計画の円滑な推進に向けての取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・115
3de del Ass
資料編
資料 1 豊山町高齢者 保健福祉審議会委員名簿
資料2 計画策定 経過 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
資料3 豊山田高齢者保健福祉審議会条例 … 119
資料4 介護保険料率の改定について (諮問) · · · · · · · · · 121
資料5 介護保険料率の改定について (答申) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
資料 3 第7次豊山町高齢者福祉計画・第6次介護保険事業計画の策定について(諮問)・・・・123
資料7 第7次豊山町高齢者福祉計画・第6次介護保険事業計画の策定について(答申)・・・・124

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

1

計画策定の背景および目的

我が国においては、国民の約4人に1人が高齢者であるなど「少子高齢化社会」を迎えています。

高齢者人口の増加により、平成 37 (2025) 年にはいわゆる団塊世代がすべて 75 歳以上となるほか、平成 52 (2040) 年にはいわゆる団塊ジュニア世代が 65 歳以上になるなど、社会の高齢化がさらに進展している中、高齢者の健康の保持や安定的な生活、可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を営むため、さらなる高齢者への支援が求められているとともに、要介護・要支援認定者数や介護給付費の増加が見込まれます。

また、近年、子育てと介護に同時に直面している世帯や働きながら要介護者等を在宅で介護している家族の増加等、多様化・複合化している育児・障害・介護等の課題への対応も求められています。

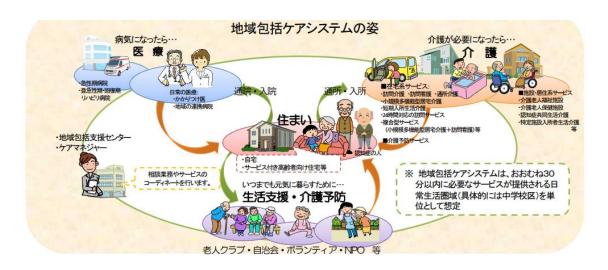
こうした課題に対応するため、国は平成 29 (2017) 年に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」を制定し、自立支援・重度化防止に向けた取組の推進、医療・介護連携の推進等の介護保険制度改定(詳細は3頁)を行うとともに、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を通じて市町村が計画に定めるべき事項として、主に①高齢者の自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化の推進、②「我が事・丸ごと」地域共生社会の推進③平成30年度からの医療計画等との整合性、④介護を行う家族への支援・虐待防止対策の推進、⑤「介護離職ゼロ」に向けたサービス基盤整備の推進を示しています。

このような状況を踏まえ、本町では、前期計画である第7次豊山町高齢者福祉計画・第6次介護保険事業計画の策定後に新たに浮かび上がってきた課題、前述の高齢者保健福祉行政を取り巻く社会情勢の変化や介護保険制度の改正などを総合的に勘案し、地域包括ケアシステム※の深化・推進を目指し、第8次豊山町高齢者福祉計画・第7次介護保険計画を策定します。

※地域包括ケアシステム

地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域で、その有する能力に応じ、 自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まいおよび自立した 日常生活に支援が包括的に確保される体制。

図 地域包括ケアシステム (イメージ)



介護保険制度の改正

介護保険制度は、高齢者が要介護状態等となっても自分の意思で自分らしい生活を営 むための「自立」と「尊厳」を理念として、平成 12(2000)年度に創設され、広く定 着しました。

平成 29 (2017) 年 「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改 正する法律」により、自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進、 医療・介護連携の推進、地域共生社会の実現に向けた取組の推進、現役世代並みの所得 のある者の利用者負担割合の見直し及び介護納付金における総報酬割が導入されます。

今回の改正により、市町村では、自立支援・重度化防止に向け、①データに基づく課 題分析、②取組内容や目標の計画への記載、③目標の達成状況等の評価・公表・報告、 ④地域包括支援センター実施状況の評価、⑤居宅サービス事業者に対する関与強化、⑤ 認知症施策の推進を実施することとなります。

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案のポイント

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保 することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにする。

I 地域包括ケアシステムの深化・推進

- 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進(介護保険法)

 - 全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化
 ・ 国から提供されたデータを分析の上、介護保険事業(支援)計画を策定。計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載
 ・ 都道府県による市町村に対する支援事業の創設
 ・ 財政的インセンティブの付与の規定の整備

(その他)

- 地域包括支援センターの機能強化(市町村による評価の義務づけ等) 居宅サービス事業者の指定等に対する保険者の関与強化(小規模多機能等を普及させる観点からの指定拒否の仕組み等の導入) 認知症施策の推進(新オレンジプランの基本的な考え方(普及・啓発等の関連施策の総合的な推進)を制度上明確化)

医療・介護の連携の推進等(介護保険法、医療法)

- 2 医療・介護の連携の推進等(介護保険法、医療法)
 ① 「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設
 ※ 現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長することとする。病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は 診療所の名称を引き続き使用できることとする。
- ② 医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備
- 3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等(社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法) ・ 市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の
 - 高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける
 - ムの入居者保護のための施策の強化(事業停止命令の創設、前払金の保全措置の義務の対象拡大等)
 - ・ 障害者支援施設等を退所して介護保険施設等に入所した場合の保険者の見直し (障害者支援施設等に入所する前の市町村を保険者とする。)

Ⅱ 介護保険制度の持続可能性の確保

- 4 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。(介護保険法)
- 介護納付金への総報酬割の導入(介護保険法)
 - ・各医療保険者が納付する介護納付金(40~64歳の保険料)について、被用者保険間では『総報酬割』(報酬額に比例した負担)とする。
- ※ 平成30年4月1日施行。(II5は平成29年8月分の介護納付金から適用、II4は平成30年8月1日施行)

2 豊山町の現況と特性

本町は名古屋市の中心部から 10km 圏内にありながら、農地などの緑に恵まれ、都市と自然が共存した良好な生活空間を有しています。また、愛知県内で行政面積が最も小さく、そのうちの約3分の1を県営名古屋空港が占めており、公共施設、住宅地や商業施設などがコンパクトにまとまった町です。

本町の人口は、昭和 40 年代に名古屋市のベッドタウンとして人口が増加し、昭和 50 (1975) 年代以降、30 年間ほど 13,000 人程度で横ばい傾向にありましたが、近年は再度、増加傾向となり、平成 26 (2014) 年、初めて 15,000 人を突破しました。 平成 29 (2017) 年 10 月における本町の高齢化率は 22.0%と、全国 27.7%に比べ低率であるものの、介護保険制度開始時の平成 12 (2000) 年 4 月の 11.4%と比べ、大きく上昇しています。85 歳以上の高齢者人口は平成 12 (2000) 年の 109 人から平成29 (2017) 年 10 月には 298 人に増加しており、本町においても高齢化による影響が強く生じています。

本町は小規模である特性により、住民同士がお互い顔見知りであることが多く、大都市と比べ、町民と介護事業所、行政との距離が近い関係にあります。また、平成25(2013)年に実施した町民の意識・希望に関する調査では、本町を「住みやすい」・「まあまあ住みやすい」と答えた人が86%に上り、住みやすさが実感されています。

本町の高齢化率・認定率は全国的な傾向と同様に上昇傾向にあり、高齢者の健康の保持や安定的な生活、可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を営むため、さらなる高齢者への支援や多様化・複合化している育児・障害・介護等の課題への対応が求められています。

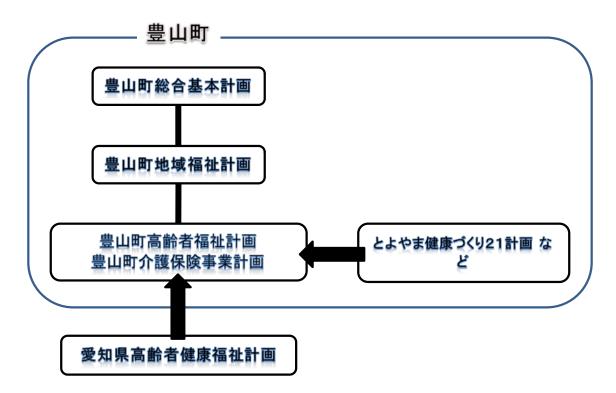
3 計画の位置付けと計画期間

1 計画の位置付け

豊山町高齢者福祉計画・介護保険事業計画は、介護保険法第 117 条及び老人福祉法 第 20 条の8の規定を根拠に、豊山町総合基本計画及び豊山町地域福祉計画を上位計画 として一体的に策定するものです。

また本計画は、とよやま健康づくり21計画や愛知県健康福祉計画など関係する計画との整合性を図っています。

図 計画位置付け

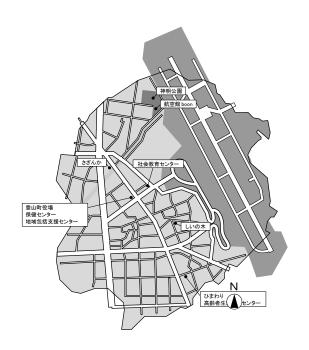


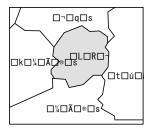
計画期間

計画期間は、平成30(2018)年度を初年度とし、平成32(2020)年度までの3年間を設定します。

3 日常生活圏域の設定

平成17年の介護保険法改正より、市町村は住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して日常生活圏域を定めることとされました。本町は、町全域を1つの日常生活圏域と設定し、連続性、一貫性のある事業を立案、運営しています。



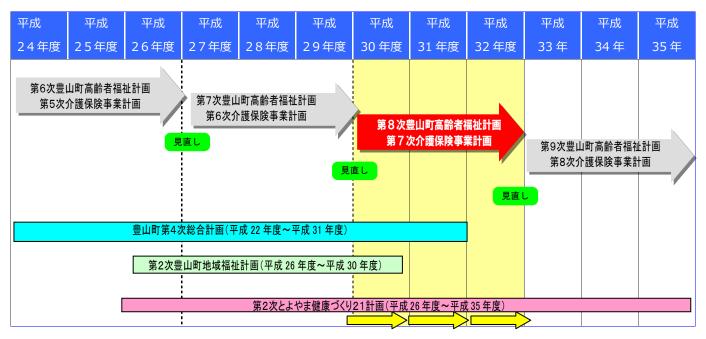


4 計画の管理

1 進行管理

本計画は、3年毎の策定が介護保険法によって定められていますが、上位計画である 豊山町第4次総合計画後期基本計画及び第2次豊山町地域福祉計画の実施計画に合わ せ、毎年度、進捗状況を把握するとともに、課題の分析・評価を行います。

図 計画進行管理



進行管理

2 審議会への報告

毎年度、豊山町高齢者保健福祉審議会で、計画の進捗状況を報告するとともに、 分析・評価を行います。

5 計画策定の体制およびプロセス

1 体制

高齢者保健福祉審議会

本計画の策定にあたり、医療・保健・福祉関係団体の代表者、一般公募や学識経験者などで構成する豊山町高齢者保健福祉審議会を組織し、平成 29(2017)年度に4回開催しました。

2 プロセス

1. 高齢者の現状に関する調査

本計画の策定にあたり、平成 29(2017)年7月から8月に高齢者保健福祉や介護保険サービスなどに対する利用状況・意向などを把握するため、町内に在住の65歳以上の方と要介護・要支援認定者を対象に、「介護予防と暮らしのニーズ調査」(日常生活圏域ニーズ調査) および「在宅介護実態調査」を実施しました。これらの結果については、本編第2章に記載しています。

名称	対 象	対象者数	回答数	回答率
介護予防と暮らし	町内に在住の65歳以上の方	600人	422人	70 3%
のニーズ調査	(要介護・要支援認定者を除く)	0007	722/	70.570
在宅介護実態調査	要介護・要支援認定者	/E1	241人	E2 404
	(施設入所者を除く)	451人	241人	33.4%

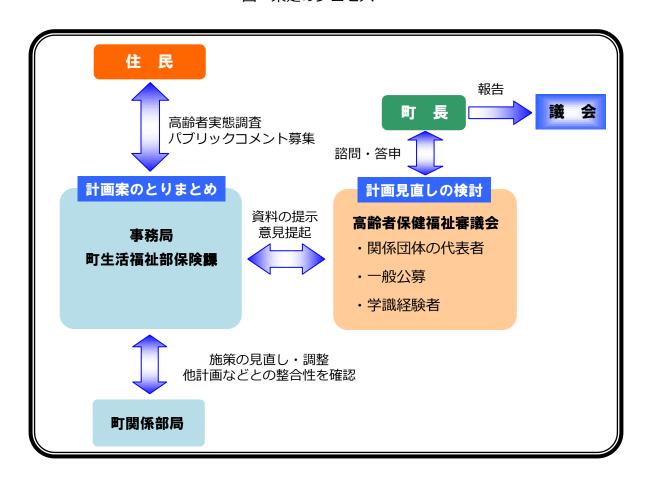
2. パブリックコメント

本計画の策定にあたり、計画案に対する住民の皆様の意見や提案を把握し、計画に反映することを目的に、平成30(2018)年1月にパブリックコメントを募集しました。

3. 高齢者保健福祉審議会委員会における審議・検討・答申

豊山町高齢者保健福祉審議会において、第8次豊山町高齢者福祉計画・第7次介護保 険事業計画案の審議・検討を行い、町長に対し同計画案と介護保険料率の改定について の答申を行いました。なお、諮問・答申などについては、資料編に記載しています。

図 策定のプロセス



第2章 高齢者を取り巻く現状

1 豊山町の高齢者の現状

1 人口構成と将来推計

総人口は、介護保険制度が開始した平成 12 (2000) 年の 13,238 人から平成 29 (2017) 年には 15,544 人となり、2,306 人 (17%) 増加しています。特に高齢者人口は、平成 12 (2000) 年の 1,508 人から平成 29 年には 3,394 人となっており、17 年間で約 2 倍に増加しています。平成 29 (2017) 年時点で、本町における人口のピークは男女とも 40-44 歳と、65-69 歳、5-9 歳にあります。全国に比べると、高齢者の人口割合が少なく、年少層が多い状況ですが、他地域と同様、急速な高齢化が見込まれています。

今後の人口については、平成 32 (2020) 年までにおいては、総人口が微減傾向となる中で、高齢者人口は増加が予測されます。平成 37 (2025) 年には高齢者人口も減少に転じ、その後も高齢化が進むものと予測されています。

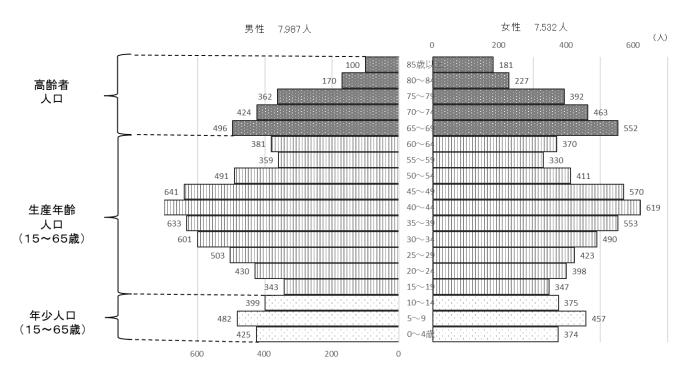


図 1. 豊山町の人口の推移と推計

(出典) 1980-2015年:総務省. 国勢調査

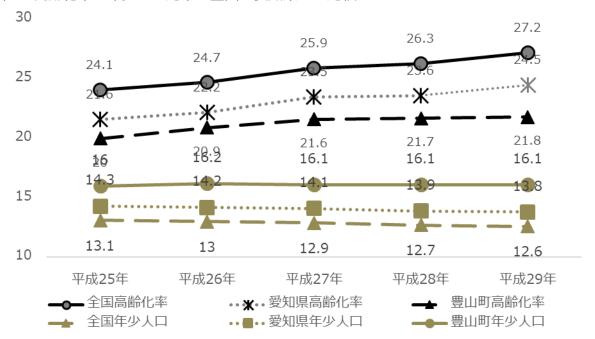
2020年以降:国立社会保障・人口問題研究所.日本の地域別将来推計人口(平成 25年3月推計)

図 2. 豊山町性別・年齢別人口



資料:総務省 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(平成29年1月1日現在)

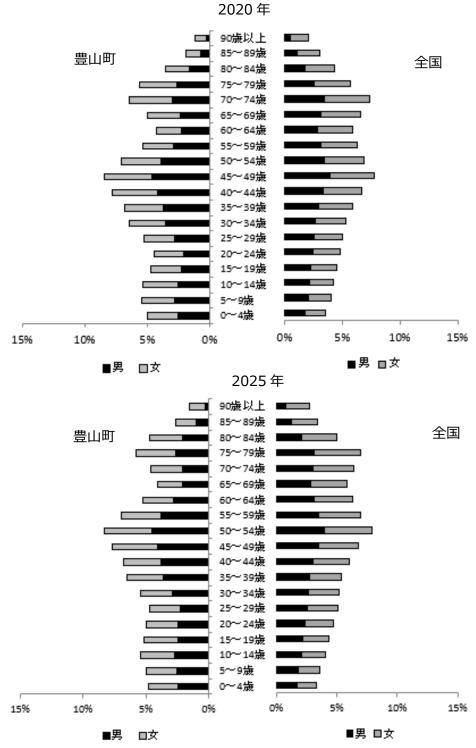
図 3. 高齢化率 年少人口比率の全国・愛知県との比較



資料:総務省統計局 市町村別年齢階級別人口(各年1月1日現在)

次の図は、豊山町と全国の平成 32 (2020) 年および平成 37 (2025) 年における、将来を推計した人口ピラミッドです。本町は全国に比べると、高齢者の人口割合が少なく、年少層が多い状況ですが、他地域と同様、高齢化の進行が見込まれています。

図 4. 豊山町と全国の将来を推計した人口ピラミッド



(出典) 国立社会保障・人口問題研究所. 日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)

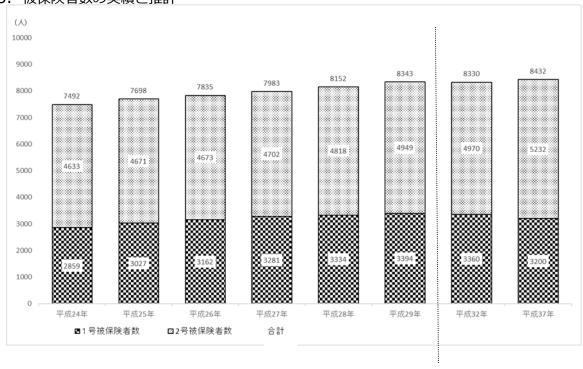
2

被保険者数と将来推計

(1)被保険者数の推移

平成 29(2017)年4月1日現在、第1号被保険者は3,394人、第2号被保険者数は4,949人です。本計画の最終年度である平成32年の被保険者数は、第1号被保険者が3,360人と減少しますが、第2号被保険者数が4,970人と若干、増価する見込みです。





実績値

推 計 値

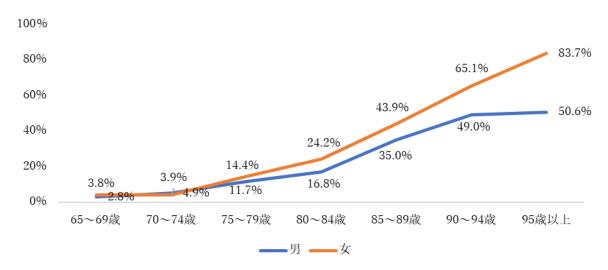
(出典) 実績値: 厚生労働省. 地域包括ケア見える化システム

推計値:国立社会保障・人口問題研究所の推計(平成25年3月)を補正

(2) 認知症高齢者数の推計

高齢化に伴い、認知症の人が増加しており、この対応は本町にとっても大きな課題です。 厚生労働省研究班によると、認知症は 65 歳以上高齢者の 15%にみられ、性別・年齢別有病 率は下のグラフのようになっています。

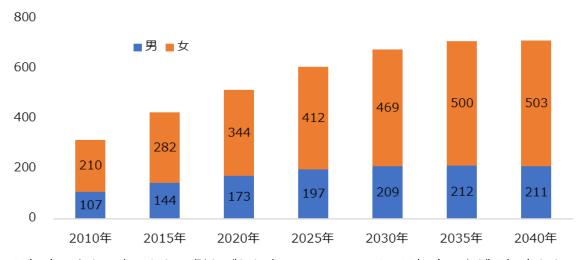
図8. 性別・年齢別の認知症有病率



出典:朝田ら.「都市部における認知症有病率と認知症の生活機能障害への対応 平成 23 年度~平成 24 年度総合研究報告書」

本町の性・年齢別の将来推計人口をこの有病率にあてはめ乗じた和を求めると、本町において平成 37 (2025) 年では 609 人、2035 年には 712 人が認知症を伴うと推計されます。 ※ただし、90 歳以上は一括して、男性 65.1%、女性 49.0%で計算しました。

図 9. 性別・年齢別の認知症有病率



認知症の人を、支えられる側とばかり考えるのではなく、認知症の人が認知症とともにより豊かに暮らすことができるような環境整備が必要です。住み慣れた地域で日常生活を送ることができるよう、地域全体での見守り体制の強化や医療・介護の連携などを図り、福祉ネットワークの形成を目指します。

2 要介護認定および介護保険給付状況

1 各指標の定義

【基本指標】

指標	内容	算定式	関連ページ
認定率	高齢者に占める要介護・要支援認定者の割合	要介護・要支援認定者数/高齢者 数	PO
受給率	要介護・要支援認定者に占める介護保険サービス利用者の 割合、したがって「1-(受給率)」は未利用率となる。	介護保険サービス利用者/要介 護・要支援認定者数	PO
1人当たり総費用額	介護保険サービス利用者1人当たりの費用額	(在宅費用額+施設費用額) / (在宅+施設サービス利用者数)	PO
一人当たり費用額	サービス機能別1人当たり費用額	サービス機能別費用額/サービス 機能別利用者数	PO

【サービス利用と利用水準】

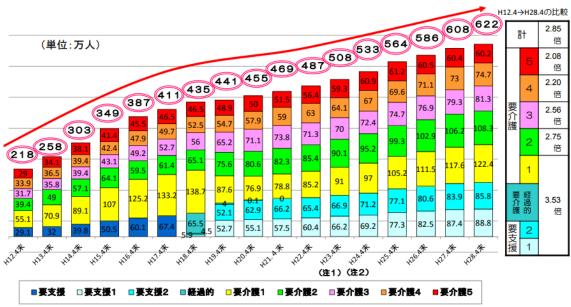
指	標	内 容	算定式	関連ページ	
	介護老人福祉施設	施設サービス利用	介護老人福祉施設利用者数/施設サービス 利用者数		
施設サービス利用率	介護老人保健施設	者全数に対する介 護保険3施設サー ビス利用者の占め	介護老人保健施設利用者数/施設サービス 利用者数	PO	
	介護療養型医療施設	る割合	介護療養型医療施設利用者数/施設サービ ス利用者数		
	訪問介護		訪問介護利用者数/在宅サービス利用者数		
	訪問看護			 訪問看護利用者数/在宅サービス利用者数 	
主要在宅サービス利用率	通所介護	者全数に対する主 要在宅サービス利	通所介護利用者数/在宅サービス利用者数	PO	
	通所リハビリテーション	用者の占める割合	 通所リハ利用者数/在宅サービス利用者数 		
	短期入所		短期入所利用者数/在宅サービス利用者数		

2 要介護認定状況

(1)全国の要介護度別認定者数の推移

要介護・要支援認定者数は介護保険が創設された平成 12(2000)年から平成 28(2016)年にかけ、2.85倍に増加しており、今後もさらに増えることが見込まれています。

図 1. 要介護度別認定者数の推移



- 注1) 陸前高田市、大槌町、女川町、桑折町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町は含まれていない。
- 注2) 楢葉町、富岡町、大熊町は含まれていない。

出典:厚生労働省,介護保険事業報告(平成29年4月26日介護給付費分科会資料から)

(2) 本町の要介護度別認定者数の推移

平成 29 (2017) 年 4 月 1 日現在の要介護認定者数は 442 人で、認定率(第 1 号被保険者数に対する割合)は 13.0%となっています。介護保険制度創設当初の平成 12 年と比べ、認定者数は 3.8 倍に増加しており、さらに平成 32 (2020) 年には 621 人に増加すると推計されています。平成 29 (2017) 年の要支援・要介護の構成割合は、平成 26 年時と比べ、要支援の認定割合が 4 %増加する一方、要介護の割合が 4 %減少しています。要支援全体の増加率は 33.7%と大幅に上昇し、要介護の増加率は 6.8%でしたが、要介護 5 の増加率が 22.6%と高い伸びを示しています。

図 6. 要介護区分別認定者数推移

 (\mathcal{N})

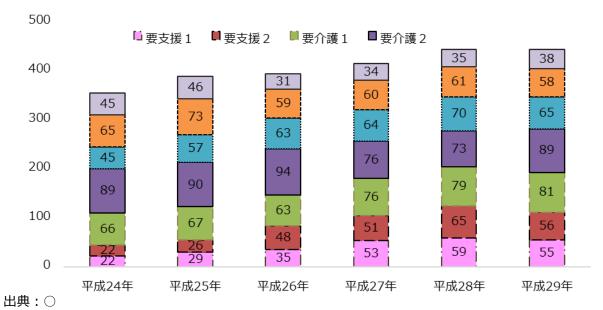
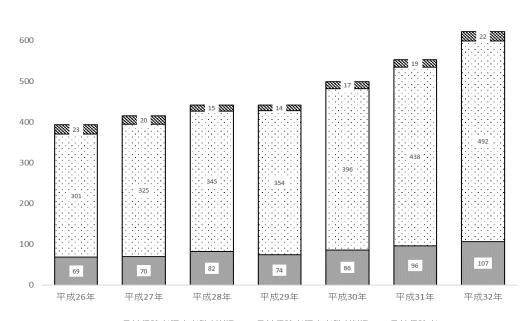


図 7. 第1号・第2号被保険者別の要介護認定者数実績および推計

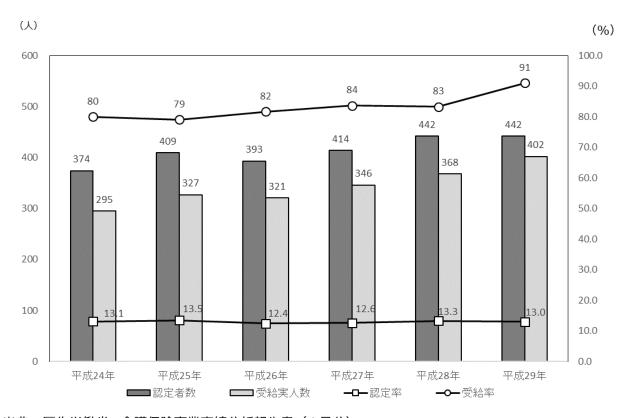


■1号被保険者認定者数(前期) □1号被保険者認定者数(後期) ■2号被保険者

(3) 認定率と受給率の推移

平成 29 (2017) 年4月1日現在の受給率は 91.0%と、平成 26 年に比べ約 10%上昇しています。

図 10. 豊山町の要介護認定者数およびサービス受給者実人数および認定率、受給率



出典:厚生労働省.介護保険事業実績分析報告書(4月分)

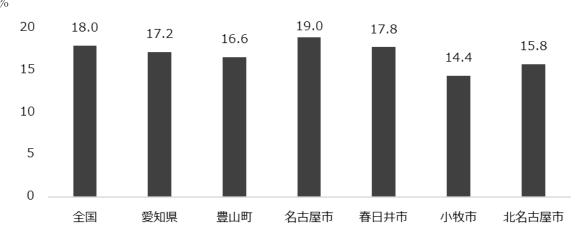
表 11. 認定率と受給率の推移

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
認定者数	374	409	393	414	442	442
受給実人数	295	327	321	346	368	402
認定率	13.1	13.5	12.4	12.6	13.3	13
受給率	78.9	80	81.7	83.6	83.3	91.0

(4)性・年齢調整済み認定率

性・年齢構成で調整した認定率は16.6%と、全国および愛知県と比べ、低くなっています。

図 12. 地域別性・年齢調整認定率 %



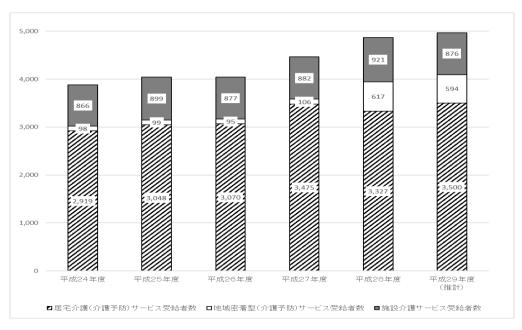
出典:厚生労働省「介護保険事業状況報告」(平成29年月報)

2 介護保険サービスの利用状況

(1) サービス機能(居宅・地域密着型・施設)別利用者数の推移

平成 24 (2012) 年度と平成 29 (2017) 年度の比較では、居宅介護が 2,919 人から 81 人 増の 3,500 人、地域密着型が 98 人から 496 人増の 594 人、施設が 866 人から 10 人増の 876 人となっています。

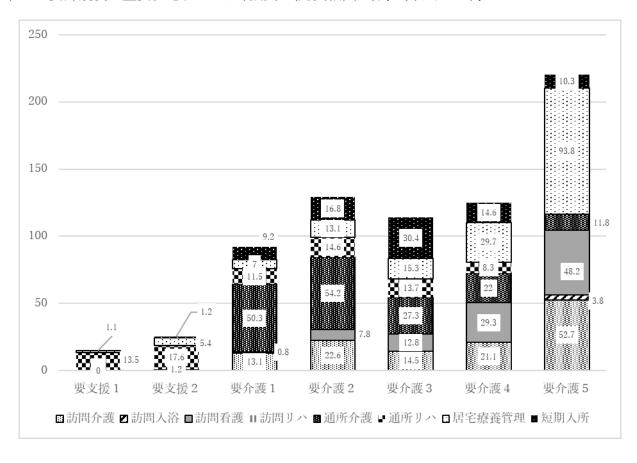
図 13. サービス機能別利用者数の推移



(2) 要介護度別在宅サービス利用率(対受給実人数)

平成 29 (2017) 年4月の訪問介護、訪問入浴、訪問看護、通所リハビリテーションや居宅療養管理指導の利用率 (対受給実人数) は、要介護5が最も高くなっています。訪問介護・通所介護の利用率 (対受給実人数) において、要支援については総合支援事業に移行したため、利用率は「0」となっています。短期入所の利用率 (対受給実人数) は、要介護3が30.4%と最も高く、次いで、要介護2の16.8%となっています。

図 14. 要介護度別主要在宅サービス利用率(対受給実人数)(平成 29年)

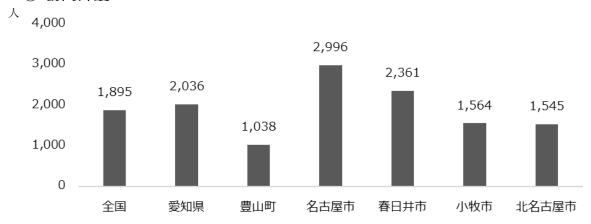


(3) 調整済みサービス別第1号被保険者1人あたり給付費

1) 居宅サービス

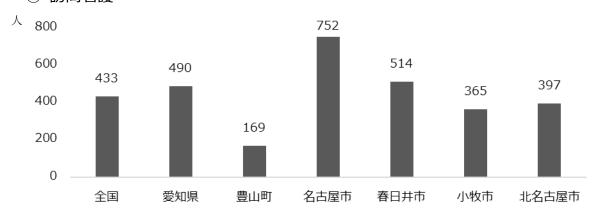
全国の人口構成を基準として、性別・年齢で調整した場合、本町は訪問介護、訪問看護の給付額が少なく、通所介護・リハビリテーションが多くなっています。

① 訪問介護



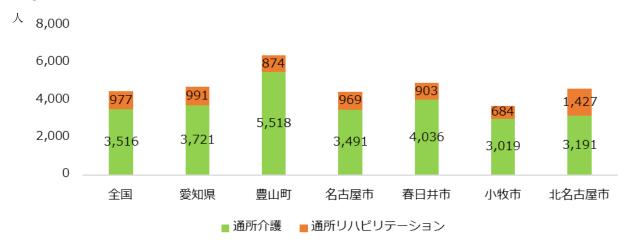
出典:厚生労働省「介護保険事業状況報告」(平成29年月報)

② 訪問看護



出典:厚生労働省「介護保険事業状況報告」(平成29年月報)

③通所介護・通所リハビリテーション

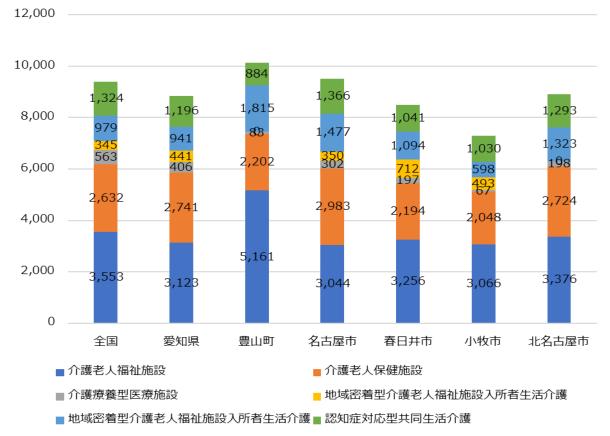


出典:厚生労働省「介護保険事業状況報告」(平成29年月報)

2) 施設および居住系サービス

性・年齢で調整した場合、本町の居住系施設サービス給付費は高値で、全国および愛知県、および隣接市町と比べ最も高くなっています。

図 15. 調整済み第1号被保険者1人あたり居住系施設サービス給付月額



出典:厚生労働省「介護保険事業状況報告」(平成29年月報)

3) 在宅サービスと施設および居住系サービス

本町は性・年齢で調整した場合、在宅サービスは全国平均と同様ですが、施設および居住 系サービスの1人あたり給付額が多くなっています。

13.5 13 12.5 名古屋市 12 在宅サービス調整給付月額 (千円) 11.5 愛知県 11 豊山町 10.5 北名古屋市 10 9.5 小牧市 9 8.5 10.5 11.5 6.5

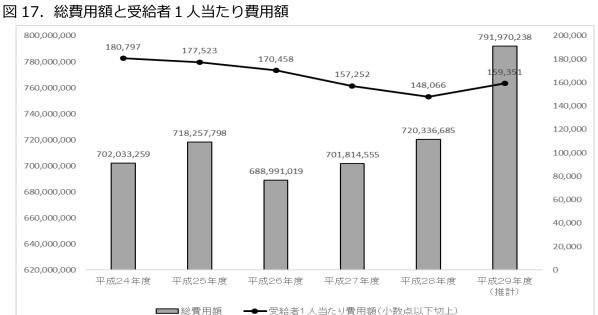
図 16. 調整済み第1号被保険者1人あたり給付月額(在宅、施設および居住系サービス)

出典:厚生労働省「介護保険事業状況報告」(平成 29 年月報)

(4)総費用額と受給者1人当たり費用額

平成 24 年度と平成 29 年度の総費用額の比較では、89,936,979 円増となっています。ま た、平成 24 年度と平成 29 年度の受給者 1 人当たり費用額の比較では、21,446 円減となっ ています。

施設および居住系サービス調整給付月額 (千円)



サービス種別毎給付費実績

それぞれのサービス給付実績は以下の表の通りです。

(1) 居宅サービス

1) 訪問系サービス

	ホームヘルパーが利用者の家庭を訪問し			
	て、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、	平成27年度	予防	3,490
	洗濯、掃除等の家事など日常生活上の世		介護	30,312
	話を行います。	平成28年度	予防	1,805
訪問介護	平成 27 年4月の法改正により、要支援		介護	32,125
	者の訪問介護は町が実施する地域支援事	平成29年度	予防	68
	業(新しい総合事業)に移行することと	(見込み値)	介護	32,739
	なり、豊山町では平成 28 年度から、予 は 24 大人 20 大人			
	防給付から総合事業へ移行しています 	平成27年度	予防	0
	利用者の身体の清潔維持と心身機能の維	平成27年及	介護	•
訪問入浴	特を図るため、要介護者や要支援者の自	平成28年度	カモ 予防	4,615 0
介護	宅を訪問し、簡易浴槽を家庭に持ち込み、	十/成20千/支	介護	2,964
八吱	入浴の介護を行います	平成29年度	予防	2,904
	人(石の) 「暖で1」いる 9	(見込み値)	介護	779
		平成27年度	予防	797
	療養生活の支援と心身機能の維持・回復	1 3%27 十1文	介護	7,401
	を図るため、訪問看護ステーションや病	平成28年度	予防	535
訪問看護	院・診療所の看護師などが要介護者や要	1 13/120 1 1/2	介護	11,716
	支援者の自宅を訪問し、療養上の世話や	平成29年度	予防	177
	必要な診療の補助を行います。	(見込み値)	介護	84,01
		平成27年度	予防	0
=+	心身の機能の維持回復を図り、日常生活		介護	587
訪問リハ		平成28年度	予防	0
ビリテー	療法士が要介護者や要支援者の自宅を訪		介護	407
ション	問し、理学療法・作業療法などの必要な	平成29年度	予防	177
	リハビリテーションを行います。	(見込み値)	介護	0

2) 通所系サービス

単位:千円

	利用者の心身機能の維持と社会的孤立感			
	の解消や、家族の身体的・精神的負担の			
	軽減を図るため、要介護者や要支援者が	 平成27年度		
	デイサービスに通い、入浴や食事などの	一十成27年度	予防	13,839
	日常生活上の世話、相談・助言や機能訓	 平成28年度	介護	147,494
通所介護	練 (レクリエーション) などを行います。	十成20千度	予防	6,283
	介護保険法改正により、要支援者の通所	 平成29年度	介護	97,515
	介護は町が実施する地域支援事業(新し	十成29年度 (見込み値)	介護	115,514
	い総合事業)に移行することとなり、豊	(元之67년)		
	山町では平成 28 年度から、予防給付か			
	ら総合事業へ移行しています。			
	心身機能の維持・回復や体力の増進を図	平成27年度	予防	2,206
	り、日常生活上での自立を図るため、要		介護	28,514
通所リハ	介護者や要支援者が老人保健施設や病	 平成28年度	予防	3,226
ビリテー	院・診療所などに通い、心身機能の維持・	/3X/20 /X	介護	21,934
ション	回復や日常生活の自立を助けるための理	 平成29年度	予防	6,095
	学療法・作業療法などのリハビリを行い	1 /3/4Z J T /X	介護	33,627
	ます。		八叹	33,027

3) 短期入所系サービス

	利用者の心身機能の維持や家族の身体的・精神的な負担の軽減を図るため、要	平成27年度	予防	1,255
	介護者や要支援者が特別養護老人ホーム		介護	27,623
短期入所		平成28年度	予防	407
生活介護	などに短期間入所し、当該施設において		介護	36,845
	入浴・排泄・食事などの介護、その他の	- 平成29年度	予防	149
	日常生活上の世話や機能訓練(レクリエ	(見込み値)	介護	58,682
	ーション)を行います。		71 000	30,002
	利用者の心身機能の維持や家族の身体	平成27年度	予防	0
	的・精神的負担の軽減を図るため、要介			· ·
,	 護者や要支援者が介護老人保健施設や介		介護	607
短期入所	護療養型医療施設に短期間入所し、当該	平成28年度	予防	0
療養介護	施設において看護・医学的管理下の介護		介護	202
	か機能訓練など、必要な医療や日常生活	平成29年度	予防	0
		(見込み値)	介護	0
	の世話を行います。			

4) 居宅での暮らしを支えるサービス

	<u></u>			单位:十円
	通院が困難な要介護者や要支援者の療養	平成27年度	予防	850
	上の管理・指導を行うため、病院、診療		介護	6,089
居宅療養	所、薬局の医師、歯科医師や薬剤師など	平成28年度	予防	798
管理指導	が自宅を訪問し、心身状況や環境などを		介護	6,742
	把握の上、療養上の管理・指導を行いま	平成29年度	予防	613
	す。	(見込み値)	介護	7,046
	要介護者や要支援者による居宅サービスの 適切な利用などを可能にするため、心身の			
	状況、置かれている環境や意向などを勘案	平成27年度	予防	3,873
居宅介護	して、居宅サービス計画を作成します。そ		介護	28,790
支援 (ケア	の後、この計画に基づく居宅サービスの提	平成28年度	予防	3,504
マネジメ	 供が確保されるよう、事業者などとの連絡		介護	31,067
ント)	 調整、その他のサービス提供を行います。	平成29年度	予防	2,441
	 また、要介護者や要支援者が介護保険施設	(見込み値)	介護	35,149
	への入所を希望する場合には、介護保険施			·
	設などへの情報提供を行います。			
		平成27年度	予防	2,789
	家庭での日常生活上の便宜や機能訓練を		介護	19,164
福祉用具	図るため、心身機能が低下し、日常生活	平成28年度	予防	2,955
貸与	に支障のある要介護者や要支援者に、福		介護	18,775
	祉用具を貸し出します。	平成29年度	予防	3.411
		(見込み値)	介護	19,469
	家庭での日常生活上の便宜や機能訓練を	平成27年度	予防	372
	家庭での日常生活上の便宜や機能訓練を図るため、日常生活に志障のたる悪の意		介護	754
特定福祉	図るため、日常生活に支障のある要介護	平成28年度	予防	221
用具販売	者や要支援者などに、福祉用具購入費用		介護	780
	の9割を支給します(上限額9万円)。	平成29年度	予防	136
		(見込み値)	介護	936
		平成27年度	予防	1,259
	 手すりの取付けや段差解消などの小規模		介護	1,665
住宅改修		平成28年度	予防	507
の補助	な住宅改修を行う場合に、その費用の9 割を支給します(上限額18万円)。		介護	1,351
	司で又和しみ9(上阪銀10万円)。 	平成29年度	予防	409
		(見込み値)	介護	916
1				

5) 居宅に近い生活を提供するサービス

単位:千円

特定施設 入居者生	有料老人ホーム、ケアハウスに入所して いる要介護者や要支援者の入浴・排せ つ・食事などの介護、生活などに関する	平成27年度平成28年度	予防	2,476 47,850 3,090
活介護	相談・助言、機能訓練や療養上の世話を 行います。	平成29年度 (見込み値)	介護 予防 介護	38,720 2,846 41,522

(2)施設サービス

1) 介護老人福祉施設のサービス

単位:千円

介護老人 福祉施設	特別養護老人ホームに入所する要介護者の入浴・排せつ・食事など生活上の世話、機能訓練(レクリエーション)、健康管理や療養上の世話を行います。 平成27年度からは、原則、要介護3以上の方が入所することになりました。	平成27年度 平成28年度 平成29年度 (見込み値)	介護 介護 介護	145,799 147,447 146,179
--------------	--	--------------------------------------	----------------	-------------------------------

2) 介護老人保健施設のサービス

	入院治療の必要がない要介護者に対し	平成27年度	Λ譁	70.606	
介護老人	て、看護、医学的管理下での介護や機能	半成28年度		70,606	
保健施設	訓練など、必要な医療や日常生活上の世	平成29年度		,	
	話を行います。	(見込み値)	刀護	69,648	

3) 介護療養型医療施設のサービス

単位:千円

介護療養型医療施設		平成27年度 平成28年度 平成29年度 (見込み値)	介護 介護 介護	4,175 4,324 1,243	
-----------	--	--------------------------------------	----------------	-------------------------	--

(3)地域密着型サービス

認知症対応型共同生活介護	町内に在住で認知症の状態にある要介護 者や要支援者に対して、共同生活を営む べき住居で、入浴、排せつ、食事などの 介護、その他の日常生活上の世話や機能 訓練(レクリエーション)を行います。	平成27年度 平成28年度 平成29年度 (見込み値)	予介予介予介	0 25,326 0 23,602 0 24,581
小規模多 機能型居 宅介護	在宅での生活を継続できるよう、「通い」を中心として、利用者の状態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊り」を組み合わせてサービスを提供します。	平成27年度 平成28年度 平成29年度 (見込み値)	予介予介予介	386 47 0
地域密着 型通所介 護	介護保険法改正により平成28年度から 定員18人以下の通所介護事業所が地域 密着型通所介護に移行しました。利用者 が日帰りでデイサービスに通い、入浴や 食事の提供などの日常生活の世話や機能 訓練を受けます。	平成28年度 平成29年度 (見込み値)	予防 介護 予防 介護	54,180 58,247

3 地域包括支援センターの機能及び実施事業

1

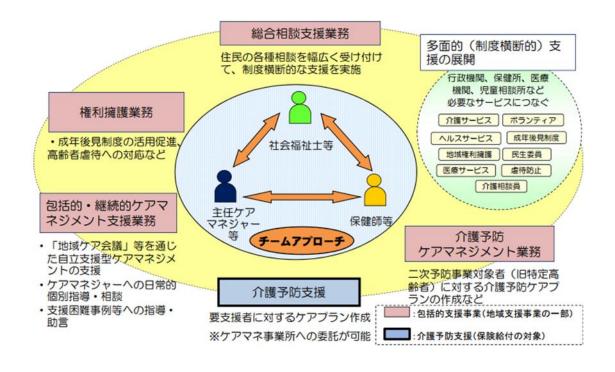
地域包括支援センターについて

■ 事業目的と内容 ■

地域包括支援センターは、「地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設」(介護保険法第 115 条の 45) とされ、包括的・継続的に支援を行う地域包括ケアシステムを実現するための中心的な役割を担い、各種事業を通じ、地域住民が住み慣れた地域で安心して尊厳あるその人らしい生活を継続することができるよう、介護保険制度による公的サービスのみならず、その他の多様な社会資源の活用を行っています。

また、地域包括支援センターの機能には、①地域のネットワーク構築機能、②ワンストップサービス窓口機能、③権利擁護機能、④介護支援専門員(ケアマネジャー)支援機能があり、機能を果たすため、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士等による多職種チームにより運営しています。

本町では、保健センター内に地域包括支援センターを設置しています。



地域包括支援センターが果たす4つの機能

(1) 地域のネットワーク構築機能

軽度な生活支援を必要とする高齢者に対して、支援体制やネットワークの充実・ 強化を図るため、生活支援コーディネーターと協議体を設置する。

(2) ワンストップサービス窓口機能

どのようなサービスを利用してよいかわからない住民に対して、1 か所で相談から サービスの調整に対応する拠点として役割を発揮する。

(3) 権利擁護機能

高齢者に本人が有する権利を理解してもらうとともに、権利侵害の予防・発見、権利保障に向けた対応を行う。

(4) 介護支援専門員(以下「ケアマネジャー」という。)支援機能 地域のケアマネジャーが包括的・継続的ケアマネジメントを実践できるように、直接的・間接的に支援を行う。

地域包括支援センターが実施する事業

- 1 介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)
- (1) 介護予防・生活支援サービス事業
 - ア 訪問型サービス
 - イ 通所型サービス
 - ウ その他生活支援サービス
 - エ 介護予防ケアマネジメント
- (2) 一般介護予防事業
 - ア 介護予防把握事業
 - イ 介護予防普及啓発事業
 - ウ 地域介護予防活動支援事業
 - 工 一般介護予防事業評価事業
 - オ 地域リハビリテーション活動支援事業

- 2 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)
 - (1) 総合相談支援業務
 - (2) 権利擁護業務
 - (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- 3 包括的支援事業(社会保障充実分)
 - (1) 在宅医療・介護連携推進事業
 - (2) 生活支援体制整備事業
 - (3) 認知症総合支援事業
 - (4) 地域ケア会議推進事業
- 4 任意事業
 - (1) 家族介護支援事業
 - (2) 成年後見栄養支援事業

5 介護予防支援事業

予防給付の対象となる要支援者が、介護予防サービスなどを適切に利用できるよう、 その心身の状況や置かれている環境などを勘案し、介護予防サービス計画を作成するも の。また、計画に基づく介護予防サービスの提供が確保されるよう、介護予防サービス 事業などの関係機関との連絡調整を行うもの。

(出典:厚生労働省.地域包括支援センターの手引き)

2

豊山町地域包括支援センターの事業実績

平成 28 年度、豊山町地域包括支援センターでは、次表の事業が実施されました。健康ほっとサロン(しいの木・ひまわり)、ロコモ予防教室、男性の簡単料理教室など、特色ある事業が数多く行われました。認知症サポーターの人数は平成 29 年 9 月末で総人口の 24.3%と県内で最も高い率となっています(特定非営利活動法人地域ケア政策ネットワーク調べ)。住民主体のサロンは全国や愛知県、近隣市町と比べて高い参加率となっています。

平成 28 (2016) 年度から介護予防・日常生活支援総合事業(詳細は P.〇)を開始しています。その一環として行う住民主体サロン活動支援事業開始後は、住民が積極的に参加し、地域でつながりのある介護予防活動の展開が広がってきています。独居高齢者や高齢者世帯の増加による孤立を防ぐため、閉じこもり傾向にあり社会交流が少ない方の把握と、住民及び関係機関と協働した支援体制の構築が必要です。

高齢者の生活支援のニーズは多様であり、介護保険サービスのみでは対応が困難な場合があります。町内の高齢者の生活支援を実施している施設や民間業者等のインフォーマルサービスについての普及をし、多様なニーズに対応できるように努める必要があります。

今後は、これらの事業が、町民により広く利用され、担い手となる人が増え、地域に定着することが期待されます。

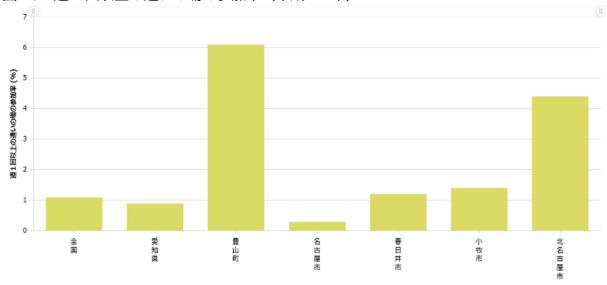


図 18. 週1回以上の通いの場の参加率(平成27年)

出典:厚生労働省.地域包括ケア見える化システム

■ 地域包括支援センターの事業内容(平成28年度) ■

## W (* Pul		事業内容		
手	業種別		 事業名など	内 容
介護予防・日常生活支援総合事業	介護予防・生活支援サービス事業	訪問型サービス	現行の訪問介護相当かっぽうぎサービス	現行の予防訪問介護の人員基準による職員配置の下、事務所のホームへルパー等が家庭を訪問は持った。 一等が活機能の維持・連生の提供をの提供を行う。 一個人員を持つが、139人のでは、139人の数:746回の介護を緩和し、クラーのののは、139人のは、139人のは、139人のは、139人のは、139人のは、139人のは、139人のは、139人のは、139人のは、139人のは、139人のは、139人のは、130の生活をできる。 延人数:12人
		通所型サービス	現行の通所介護相当	訪問回数: 48回 現行の介護予防通所介護 の人員基準による職員配置の下、デイサービスといて、入 ター等の施設において日常生 スのほか、日常生スのほか、を行う。 延人数: 247人 訪問回数: 1493回 事業対域住民と交流を受りながら、運動や認知を定する。 社会に数: 169人 訪問回数: 12回

			ほっと安心宅配サービス	自立した生活や栄養改善、
				身体能力の維持・向上、利
				用者の安否確認を行うこ
		生活支援サービス		とを目的に配食サービス
		上心人派 と こ へ		を行う。1食あたり140円の
				補助を行う。
				延人数:69人
				配食数:1715
			利用者の心身状況や希望等	を踏まえて、利用者の目標や利用
		介護予防		たケアプランを作成し、サービス
		ケアマネジメント	事業所等との利用調整を実施し	施する。
			延人数:213人	
				ート(65歳、75歳)を実施し、生
		介護予防把握事業		の何らかの支援を要する者を把握
			し、訪問等により介護予防	
				: 232人 回収率: 68.5%
			パンフレットを配布する。	
		介護予防普及啓発	介護予防手帳を交付する。	
		事業		回数:12回 参加者数:243人
				回数:33回 参加者数:1,056人
			キラリ65歳教室	回数:1回 参加者数:18人
			おいしく食べて健康教室 [回数:12回 参加者数:93人
			ボールクラブ [回数:12回 参加者数:176人
		地域介護予防活動 支援事業	音楽クラブ [回数:12回 参加者数:132人
	_		元気教室 [回数:12回 参加者数:228人
	般介護		健康アップさんさん会	回数:48回 参加者数:271人
			折り紙会 [回数:24回 参加者数:195人
	予		男性の簡単料理教室 [回数:12回 参加者数:100人
	防 事 業		ロコモ予防教室	回数:12回 参加者数:293人
	未		健康ほっとサロン(しいの)	木・ひまわり)
				回数:30回 参加者数:253人
			介護予防教室(健康体操ク	ラブなど)
				回数:13回 参加者数:140人
			老人クラブ [回数:7回 参加者数:116人
			住民主体サロン活動支援事	業 住民が主体となり地域で
				介護予防活動を継続的に
				実施ができるよう、サロン
				活動実施団体に対し運営
				の支援や活動費の支援を
				行う。社会福祉協議会へ委
				託。(補助額:1回あたり
				3,500円。月4回まで)

			団体数:3	
			回数: 22回	
			参加者数:445人	
		地域リハビリテー ション活動支援事	介護予防の取組を機能強化するため、通所、訪問、地域ケア 会議、住民主体の通いの場等へのリハビリ専門職等による助	
		業	言等を実施 回数:7回 参加者数:43人	
	業総合相談・支援事	高齢者の総合的な 相談窓口	地域の高齢者に対し介護保険サービスにとどまらない様々な 支援をするため、専門的な総合相談を行う 相談数:33	
包括的	• 支 援 事	民生委員との 情報交換	各地区の民生委員との情報交換 定例会出席、随時情報共有	
包括的支援事業	権 利 <u>擁</u>	権利擁護に関する 普及啓発	住民、ケアマネジャー、事業所職員等に対し、高齢者の権利 擁護に関する普及啓発をする 回数:3回	
	利 擁護 事 業	高齢者虐待対応 会議	虐待ケースの検討、虐待対応ネットワークの構築に向け情報 交換。 回数:1回	
	包 括 的	地域ケア会議	事例検討を通じて、多職種協働によるケアマネジメント支援 や地域ネットワークの構築を行う。 回数:4回	
	的・継続的ケアマネジメント事業	•	介護支援専門員 (ケアマネジャー) 研修会	ケアマネジメントの支援としてケアマネジャーのための研修 会を行う。 回数:1回 参加者数:17人
			ケアマネ会支援	介護保険サービス利用者の支援に携わる介護支援専門員のネットワークを構築するためケアマネ会の発足や運営を支援する。
包括的支援事業		地域包括支援セン ター 運営協議会	地域包括支援センターの適切な運営及び公正かつ中立性の確保を図るため、地域の医療・保健・福祉関係者と協議をする。回数:1回 参加者数:5人	
援事業・任命	家族介護支援事業の連携の推進	認知症介護者のつどい	家族介護者の交流会を開催し、介護負担軽減を図る 回数:9回 参加者数:16人	
・任意事業		認知症サポーター 養成講座 認知症キャラバン メイト養成	認知症の方やその家族への地域の理解や支援を得るため、認知症サポーター、認知症キャラバンメイトを養成する(認知症サポーター)新規:620人 累計:3,793人(認知症キャラバンメイト)新規:1人 累計:31人	
		認知症ケアパスの普及	認知症の方や家族の方が安心して生活できるよう、症状の進行状況に合わせて、どのような医療・介護・地域のサービスを利用することができるか、サービスの情報をまとめた資料(認知症ケアパス)を提供する。	

	在宅医療介護連携推進事業 生活支援体制整備事業支援事業	協議体の設置	生活することができるよう、日常生活を支援するサービスの 体制整備をするため、市町村が中心となり、地域住民の身近 な存在である多様な主体の参画を得え、それぞれの持ち味を 活かした地域における支援体制の充実・強化をはかる会議を
任意事業			依頼先を適切に選択、連携をできるようにする。 登録数: 医療機関 12 介護施設 39 単身や夫婦のみの高齢者、認知症の高齢者が安心して地域で
包括的支援事業・な		地域資源マップ	地域の医療・介護情報の把握や共有のため、地域の医療・介護の資源に関する情報をインターネット上の専用マップで情報公開し、地域住民が医療・介護機関に容易に利用することができるようにする。また、地域の医療・介護関係者が協力
		電子@連絡帳	医療・介護関係者が連携し療養者に適切な支援を行うことができるよう、在宅療養者の同意の元、療養者に係る医療・介護関係者がインターネット上の専用サイト(電子@連絡帳)で療養者の情報を共有することができるようにする。 利用者数:1人
	在宅屋	多職種連携研修会	医療や介護の専門職同士の連携を強化するため、多職種の交流を目的とした研修会を開催する。 回数:1回 参加者数:101人
		住民向け在宅医療 講演会	地域住民が在宅医療や介護について理解し、在宅で療養が必要となった時に必要なサービスを適切に選択することができるよう、講演会の開催し住民の理解を高める。 回数:1回 参加者数:48人
	事業 護連携推進	地域包括ケアシステム推進協議会	医療、介護、予防、住まい及び生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を総合的かつ計画的に実施するため、地域の医療・介護・福祉関係者と協議をする。 回数:2回 参加者数:18人
		成年後見制度等 利用支援事業	低所得者の高齢者の成年後見制度の申立に要する費用や成年後見人等の報酬の助成を行う。 利用者数:0人
		徘徊高齢者家族支 援事業	認知症の高齢者の行方がわからなくなった場合に早期に発見し安全を確保するため、GPS端末機を貸し出す。行方不明時は委託業者が家族に位置情報を連絡し、家族からの要望があれば居場所に急行し自宅まで送迎をする。 利用者数:1人

4 高齢者日常生活支援サービス

(1) 町の事業

豊山町では、高齢者の日常生活を支援する事業として、次の事業を独自に行ってきました。 利用者は限られるものの、大都市ではなかなか制度化されにくいサービスもあり、住民の二 ーズに対応しています。

	要介護・要支援認定を受けていない65歳以上のひとり暮らしの方や高
	齢者施台など、訪問調査の結果、必要と認められる方に対して、健全
 ホームヘルプサービス	で安らかな生活を営むことができるよう、調理、洗濯や掃除など家事
N-A 000 9-CX	に関する援助を行います。
	利用者数 H27度 0人
	H28度 0人
	要介護者、要支援者、65歳以上のひとり暮らしの方や高齢者世帯など、
	自分で食事の支度ができない方に対して、1 食当たり140円の助成を行
	い、昼食や夕食を提供します。栄耀バランスの取れた食事をしっかり
配食サービス	取ることにより、高齢者の健康維持につながります。その他にも、安
	否確認といった目的もあります。
	利用者数 H27度 52人 配食回数 6,702回
	H28度 26人 配食回数 4,536回
	ひとり暮らしの要介護者・要支援者、状の一人暮らしの方や高齢者
	世帯など、訪問調査の結果、必要と認められる方に対して、緊急通報
	用の福祉電話器や火災報知機を貸与します。
緊急通報福祉電話など	緊急事態発生時における迅速で的確な救援体制をとることにより、日
の貸与	常生活の不安を解消します。利用者負担については、通話料のみです
	(前年度住民税非課税世帯は基本料金が公費負担)。
	利用者数 H27度 20人
	H28度 19人
	一人暮らしの要介護者・要支援者に対して、ガス漏れ警報機や電磁調
	理器を貸与します。災害発生の防止や日常生活の便宜を図り、不安を
日常生活用具の貸与	解消します。
	利用者数 H27度 4人
	H28度 3人
	要介護者や要支援者で、寝具類の衛生管理が困難な方に対して、日ご
	ろ使用している敷布団・掛布団・毛布の洗濯乾燥消毒を行うことによ
寝具選択乾燥委託の補	り、衛生的で安らかな生活の維持を図ります。支援の内容は、寝具の
助	洗浄、乾燥、消毒を業者に委託した際の費用の一部補助です。
	利用者数 H27度 1人 利用回数 1回
	H28度 2人 利用回数 3回

タクシー利用の助成	要介護者や要支援者に対して、医療機関への通院、買い物、その他の日常生活のためのタクシー利用料金を助成することにより、高齢者の生活支援、社会参加の促進や閉じこもり防止を図ります。支援の内容は、初乗り運賃と迎車料金の助成です。利用者数 H27度 101人 利用回数 852回 H28度 90人 利用回数 755回 要介護者や要支援者に対して、居宅で可能な限り自立した生活を送ることができるよう、リフト付き車両やストレッチャー装着ワゴン
移送サービスの助成	車などで、自宅から介護保険施設や医療施設などへの移送を行います(年1回を限度)。 利用者数 H27度 2人 利用回数 2回 H28度 2人 利用回数 1回 要介護者や要支援者に対して、居宅の住宅改修費用を補助すること
住宅改修の補助	安川護省19安文接省に対して、店宅の住宅以修員用を補助することにより、高齢者の自立した生活を支える住まいづくりを支援します。 支給の内容は、介護保険給付の限度額を上回った費用の一部補助です。 利用者数 H27度 1人 利用回数 1回 H28度 0人
リフォームヘルパーの派 遣	住宅改修を行う高齢者に対して、建築士、理学療法士やホームヘルパーなどで編成されたリフォームヘルパーチームを派遣し、適切な改修をアドバイスします。 支援の対象は、住宅改修を行う高齢者で、利用者負担はありません。 利用者数 H27度 1人 H28度 0人
軽度生活支援の助成	要介護者や要支援者に対して、比較的軽度な生活援助を行い、日常生活における高齢者の負担を軽減します。 支援の内容は、介護保険制度における訪問介護サービスで補えない 散歩の付き添い、運転の代行、買い物、寝具の日干し、庭の手入れ や家の軽微な修繕などを豊山町シルバー人材センターへ委託した場 合の費用の一部助成です。 利用者数 H27度 2人 利用回数 3回 H28度 3人 利用回数 6回
家族介護用品購入の助成	要介護者や要支援者の方を自宅で介護している介護者に対して、経済的な負担の軽減を図るため、介護用品(紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤など)の購入費用を助成します。 利用者数 H27度 146人 H28度 143人

(2) 豊山町社会福祉協議会の事業

豊山町社会福祉協議会は、地域活動への支援、共同募金活動への協力、地域福祉の増進や町の委託を受け、様々な在宅福祉サービスを行っています。また、高齢者が地域で安心して暮らせる地域福祉活動の充実を図るとともに、住民同士が支え合う環境づくり、ボランティアの発掘・育成やボランティア活動の活発化を支援しています。前回の計画期間中、以下のことなどが実施されました。

	社会福祉協議会会員世帯のうち、要介護者、要支援者や障がいのあ	
	る方で、理美容院に自力で行くことが困難な方に対して、可能な限	
訪問理美容サービス	り自立した日常生活を送ることができるよう支援します。支援の内	
	容は、居宅において行われた理美容師による整髪などのサービスに	
	かかる費用の助成です。 *H27度に廃止	
	社会福祉協議会会員世帯のうち、要介護者、要支援者や障がいのあ	
	る方で、大掃除を自力で行うことが困難な世帯に対して、可能な限	
	り自立した日常生活を送ることができるよう支援します。支援の内	
大掃除サービス	容は、居宅の居間、台所、浴槽、洗面所、トイレなどの大掃除を業	
	者に委託した場合にかかる費用の助成です。	
	利用者数 H27度 1	
	H28度 1	
	社会福祉協議会賛助会員(2口以上)世帯のうち、要介護者、要支	
	援者や障がいのある方で、医療機関に自力で行くことが困難な方に	
	対して、可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう支援	
通院送迎サービス	します。支援の内容は、社会福祉協議会から半径1.5km以上、5km未	
	満の医療機関への送迎を無料で行います。	
	利用者数 H27度 242	
	H28度 161	
	社会福祉協議会会員世帯のうち、車椅子を使用されている方の移動	
	手段のため、車いす対応の車両を無料で貸し出します。貸出期間は、	
 福祉車両貸出サービス	原則3日間で、運転手を確保できることが条件です。利用にかかる	
	燃料費、通行料などの費用は自己負担です。	
	利用者数 H27度 29	
	H28度 30	
	一人暮らし高齢者や高齢者世帯の方が、社会との関わりを失わない	
	ことを目的に、ボランティアが供用施設などで行う交流事業のサロ	
ン、ゆうゆうサロン	ン活動に対して助成します。また、ゲームや体操などの活動内容を	
	支援します。	
	社会福祉協議会の事業内容の紹介や地域福祉に関する啓発活動など	
「社協だより」の発行、ホ	を実施するため、年4回、広報紙を発行します。また、社会福祉協	
ームページの運用	議会の公式ホームページを通じて、随時、事業の啓発や報告などを	
	行います。	

2

高齢者保健福祉サービス拠点施設

高齢者の保健福祉サービス拠点として、福祉コミュニティセンターがあります。福祉コミュニティセンターとして、次の3か所で活動が進められました。

総合福祉センターしいの 木	高齢者デイサービスセンターを始め、憩いの場のふれあいルームの 開放などを行う施設です。今後も、他の施設との連携を図りながら、 高齢者などの地域福祉活動の場として活用します。
総合福祉センター北館さざんか	福祉コミュニティセンターや児童館を併せもった北部地域の拠点施設です。今後も、他の施設との連携を図りながら、高齢者などの健康づくり学習活動や交流の場として活用します。
総合福祉センター南館ひ まわり	障がい児母子通園施設をはじめ、福祉コミュニティセンターや児童館を併せもった南部地域の拠点施設です。今後も、他の施設との連携を図りながら、高齢者などの健康づくり学習活動や交流の場として活用します。

5 社会参加・生きがいづくり

高齢者が地域社会において自立した生活を営むためには、生活機能の維持だけで なく、生きがいを持って日常生活を過ごすことが重要となります。

本町では、高齢者の方がボランティア活動等の社会参加活動を通じて、生きがい を持った日常生活を過ごすことができるよう、次の支援を実施しました。

1 社会活動の促進

	老人クラブは、地域の60歳以上の高年齢者が組織する自主活動団体
	で、地域老人クラブの会員による友愛訪問活動、社会奉仕活動など
	の他、老人クラブ連合会では年間を通じて、スポーツ大会、健康増
	進活動や登下校の見守り活動など健康・友愛・奉仕を柱に各種活動
	を展開しています。
	本町では、高年齢者が知識や経験を生かしながら、地域のふれあい
老人クラブ活動	や交流を深められるよう、地域別に組織された地域老人クラブやそ
	の連合体である老人クラブ連合会に対して財政的支援や運営支援を
	行っています。
	H27年度 クラブ数18、会員数1670人
	H28年度 クラブ数18、会員数1634人
	H29年度 クラブ数18、会員数1597人
	平成26年4月現在、社会福祉協議会に27団体のボランティアグルー
	プが登録しています。ボランティアグループでは、地域の一人暮ら
	し高齢者などを対象としたふれあい食事会を開催するなど、各種活
	動を展開しています。
	活動支援団体数 H27年度 9
	H28年度 10
ボランティア活動	H29年度 10
	ボランティア養成講座開催回数 H27年度 3回
	H28年度 0回
	H29年度 13回
	H27年度は傾聴ボランテイア講座(3回)、
	H29年度は、傾聴ボランテイア講座(3回) と点訳講座(10回) 実施

2 働く機会の確保

公益社団法人豊山町シルバー人材センターは、会員の高年齢者に対して臨時的・短期的な就業機会を提供し、生きがいの充実や社会参加の増大などに取り組んでいます。また、子どもや保護者などを対象に、町内の耕作放棄地を活用した農業体験(食育事業)を実施し、世代間交流にも寄与しています。本町では、高齢者の就労が生きがいや介護予防の視点からも重要であることから、財政面や事業運営面において支援を図っています。会員数 H27年度 212 H28年度 220 H29年度 220 年間事業収入 H27年度 120,576千円 H28年度 111,532千円 H29年度 115,000千円

6 介護予防と暮らしのニーズ調査

調査概要

本計画策定のため、平成 29 年「介護予防と暮らしのニーズ調査」(日常生活圏域ニーズ調査)を下記概要にて実施しました。

1. 調査対象

平成 29 年 7 月 1 日現在、町内に住民票を持つ 65 歳以上の方から 600 名を抽出* ※年齢、性別による層化無作為抽出法。65-74 歳および 75-84 歳の 39%、85 歳以上の 22% を対象としました。

2. 調査期間

平成 29年7月21日から7月31日

3. 調査方法

郵送による配布・回収

4. 回収状況

調査対象者	配布数	有効回収数	有効回収率
3,450 人	600 通	422名	70.2%

結果のポイント

- 単身世帯または 65 歳以上の高齢者世帯が 53%と過半数を占めました。要介護認定を受けていない方を対象とした調査でしたが、「介護・介助を要する」人が 16%ありました。
- アルコールをほぼ毎日飲む人は21%、喫煙者は11%でした。
- 現在、経済的に「大変」または「やや」苦しいと回答したのは26%でした。
- 健康状態が「あまりよくない」または「よくない」と答えた人は23%ありました。
- 地域の住民のグループ活動について、85 歳以上の 37%が参加意向を示したものの、運営者の立場では希望する率は低値でした。
- 幸せ感が10点中3点以下と低値の人は3%でした。
- 過去1年間に入院歴があるのは12%でした。

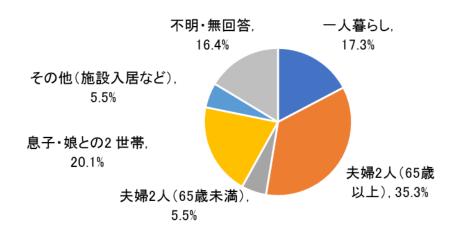


- 要介護認定をうけていない未認定者でも、6人に1人ほど介護・介助を必要としており、 介護保険サービスを必要とする人が、早い段階から認定を受けることができるよう体制 を整備するとともに、未認定者に対しても、介護予防・日常生活支援総合事業や一般介 護予防事業など、支援できる体制整備が求められます。
- 近年、社会的環境と健康との関連が多く明らかになってきており、経済的な余裕などを 考慮した、支援体制整備が必要です。
- 住民の主体的活動による介護予防、日常生活支援の展開が期待されていますが、まだ運営意欲を持つ人は少なく、参加者から担い手を広げることが期待されます。
- 健康状態や入院率、幸福感など、本計画が指標とできる基礎数値を求めることができました。今後、これらの指標を継続的に評価しながら、PDCA サイクルを進めることが望まれます。

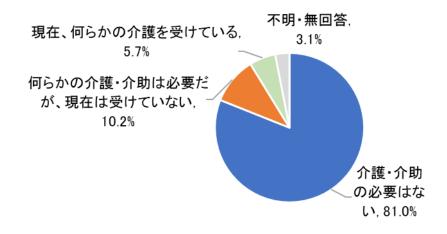
家族構成・生活状況について

単身世帯または 65 歳以上の高齢者世帯が 53%と過半数を占めました。要介護認定を受けていない方を対象とした調査でしたが、「介護・介助を要する」人が 16%ありました。26%の人が現在、経済的に「大変」または「やや」苦しいと回答されました。

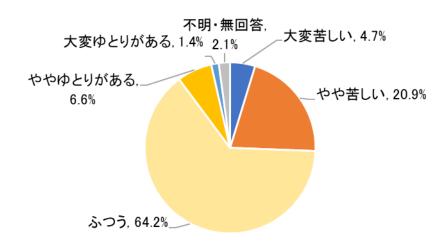
(1) 家族構成



(2) あなたは、ふだんの生活でどなたかの介護・介助が必要ですか



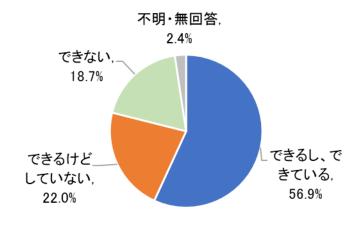
(3) 現在の暮らしの状況を経済的にみてどう感じていますか



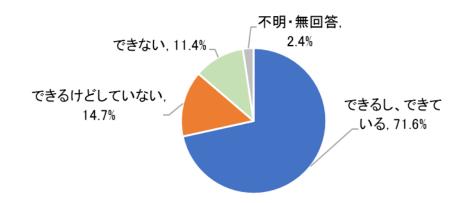
からだを動かすことについて

15分ぐらい続けて歩けない人は8%、階段を手すりや壁をつたわらずに昇れない人は19%、いすから何もつかまらずに立ち上がれない人は11%ありました。昨年に比べ、外出回数が「とても減った」「減った」人は28%あり、週に1回も外出しない人、いわゆる「閉じこもり」状態にある人は7%ありました。転倒に対する不安は「とても」「やや」を合わせ半数おり、実際、約3割の人に過去1年間で転倒を経験されていました。

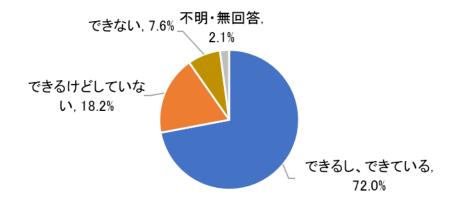
(1) 階段を手すりや壁をつたわらずに昇っていますか



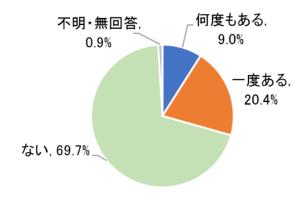
(2) いすに座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか



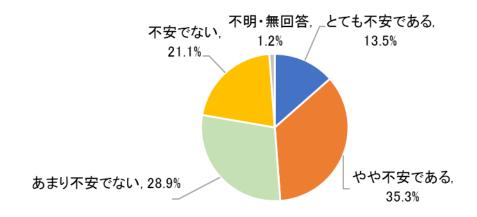
(3) 15 分くらい続けて歩いていますか



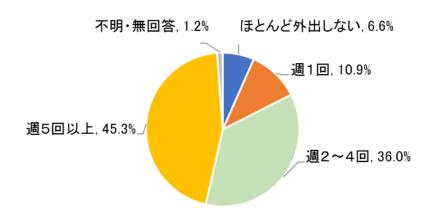
(4)過去1年間に転んだ経験がありますか



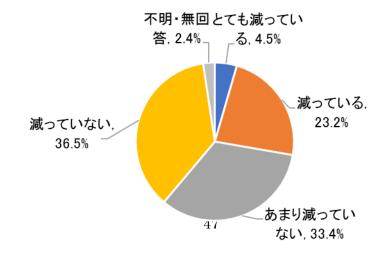
(5) 転倒に対する不安は大きいですか



(6) 週に1回以上は外出していますか



(7) 昨年と比べて外出の回数が減っていますか



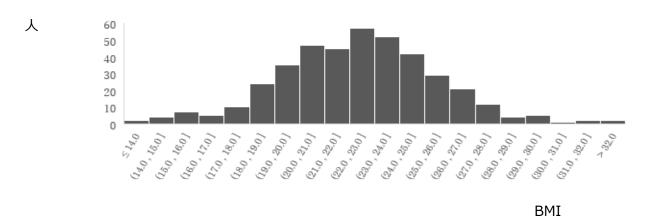
3 食べることについて

- 歯みがきは89%の人で毎日行われており、自分の歯が20本以上残る人は42%です。噛み合わせの悪さを自覚している人は22%ありました。この半年で2kg以上体重が減った人は17%あり、お茶や汁物でむせがある人は24%ありました。
- 食事を誰かと一緒にすることが年にほとんどない人は8%ありました。

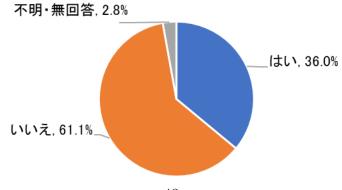
(1) BMI (Body Mass Index)

BMI は、体重÷身長 2 の計算式で算出する値で、「22」が最も病気などになりにくい値と言われます。しかし高齢者に限っては、「24」の方が良いと言われています。 今回の結果は、22.4 を平均とした標準的な分布となっています。

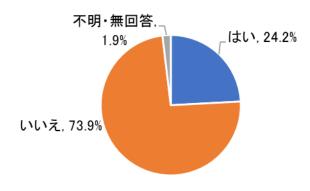
平均 22.4 ± 3.1 SD (標準偏差)



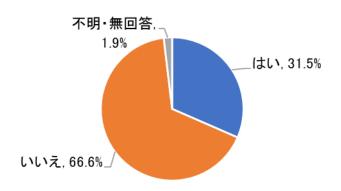
(2)半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか



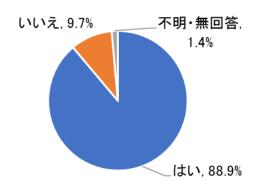
(3)お茶や汁物等でむせることがありますか



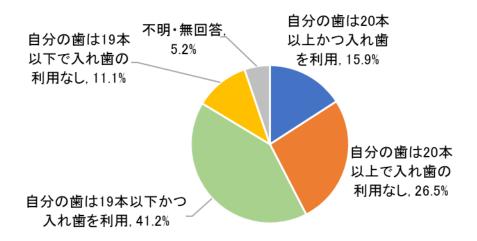
(4)口のかわきが気になりますか



(5)歯みがき(人にやってもらう場合も含む)を毎日していますか



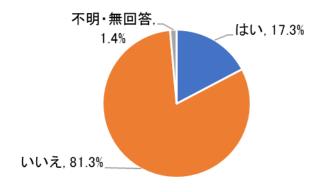
(6)歯の数と入れ歯の利用状況をお教えください



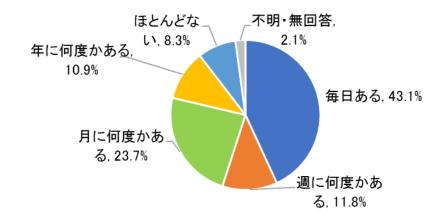
(7)かみ合わせは良いですか



(8)6か月間で2~3kg以上の体重減少がありましたか



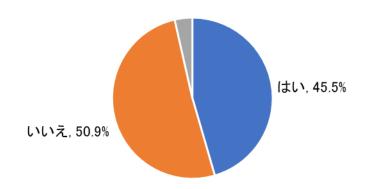
(9)どなたかと食事をともにする機会はありますか



4 毎日の生活について

もの忘れが多いと感じる人は 46%ありました。自分で電話番号を調べて、電話をかけているのは 87%でした。

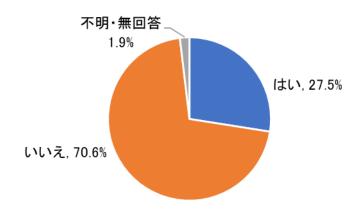
(1) もの忘れが多いと感じますか



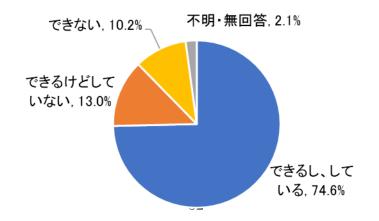
(2) 自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか



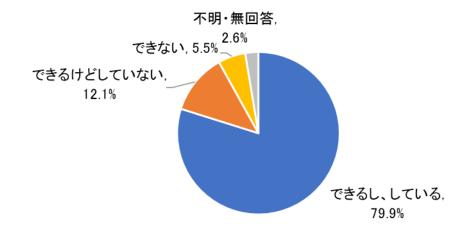
(3) 今日が何月何日かわからない時がありますか

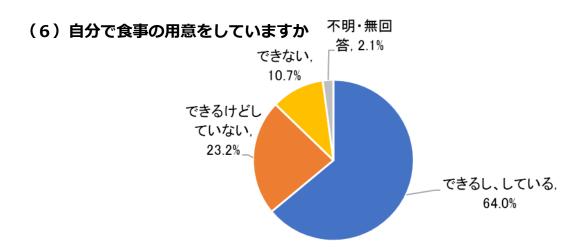


(4) バスや電車を使って1人で外出していますか

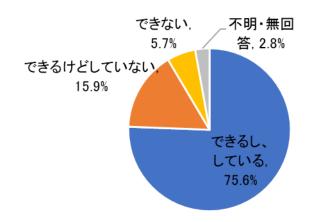


(5) 自分で食品・日用品の買物をしていますか

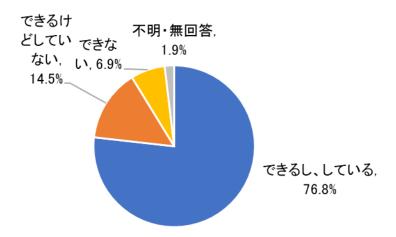




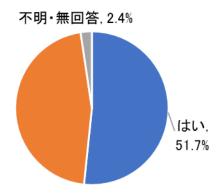
(7) 自分で請求書の支払いをしていますか



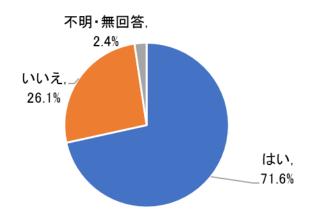
(8) 自分で預貯金の出し入れをしていますか



(9) 友人の家を訪ねていますか



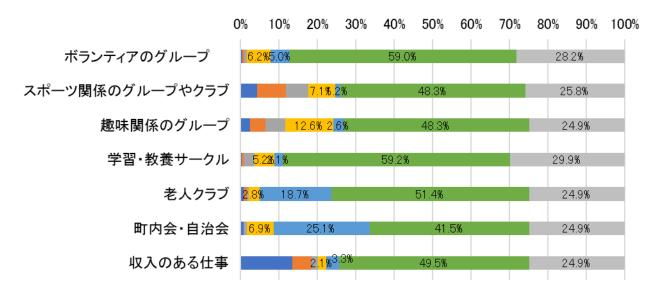
(10) 家族や友人の相談にのっていますか



5

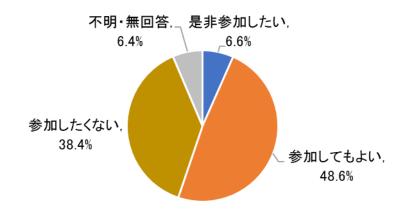
町内会・自治会が最も多く、スポーツ関係のグループやクラブ、趣味関係のグループ住民主体の地域づくり活動に対しては、参加者としてなら 55%が参加意向を示し(「ぜひ参加したい」または「参加してもよい」)、運営者の立場としても、33%が参加意向を示しました。

(1) 以下のような会・グループ等にどのくらいの頻度で参加していますか

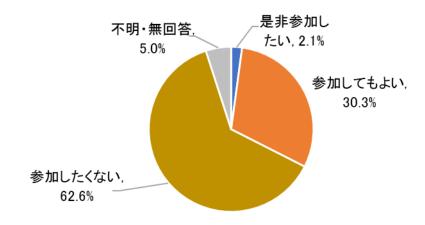


■週4回以上 ■週2~3回 ■週1回 ■月1~3回 ■年に数回 ■参加していない ■不明・無回答

(2)地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に<u>参加者</u>として参加してみたいと思いますか



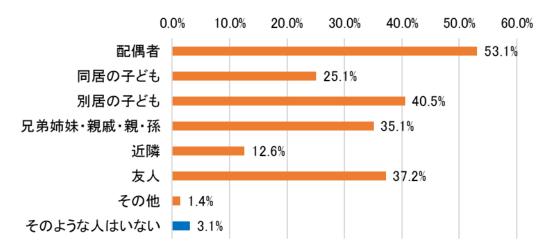
(3) 地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に企画・運営(お世話役) として参加してみたいと思いますか



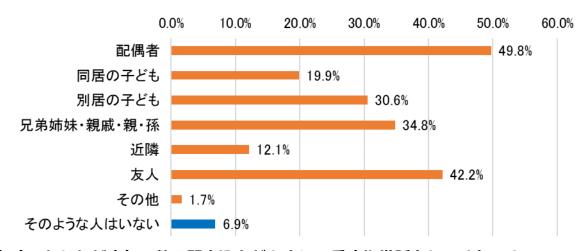
6 たすけあい・社会的交流について

- ソーシャルサポート(社会的紐帯)には受容と供与がありますが、心配事やぐちを言ったり聞いたりするのは配偶者と友人が多く、看病や世話を頼むのは配偶者と子どもが多く選ばれています。心配事やぐちを聞いてくれる人がいないと答えた人は3%でした。
- 最近 1 カ月で、親族や友人・知人らと電話やメール、手紙などのやりとりをしたことがない人は 15%あり、友人・知人と会わなかった人は 10%ありました。

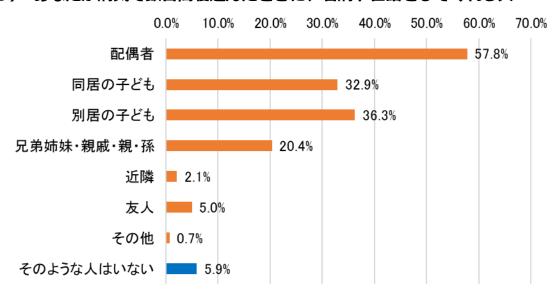
(1) あなたの心配事やぐちを聞いてくれる人



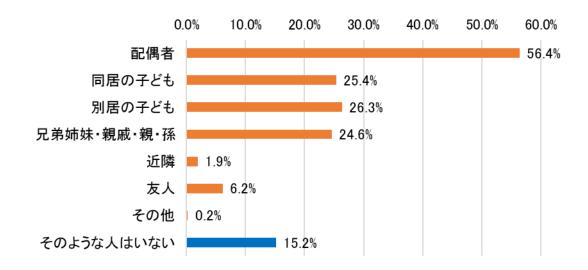
(2) 反対に、あなたが心配事やぐちを聞いてあげる人



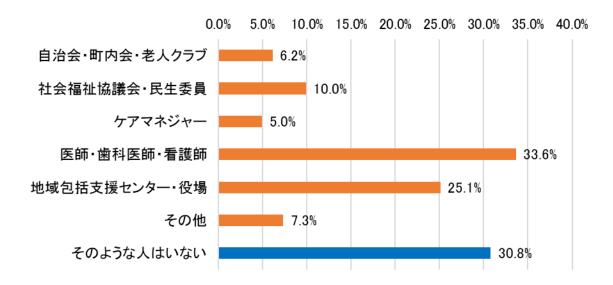
(3) あなたが病気で数日間寝込んだときに、看病や世話をしてくれる人



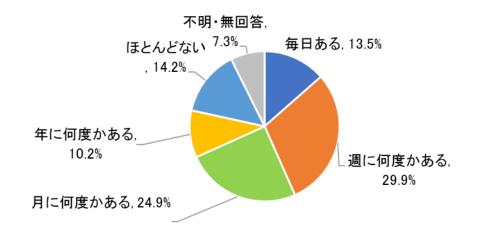
(4) 反対に、看病や世話をしてあげる人



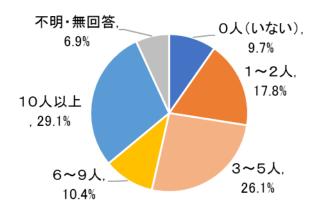
(5) 家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する人は誰ですか



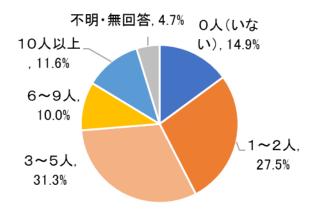
(6) 友人・知人と会う頻度はどれくらいですか



(7) この1か月間、何人の友人・知人と会いましたか



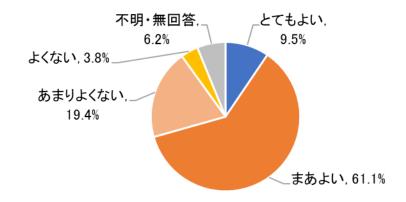
(8) この1か月間、何人の親族(同居を除く)、友人・知人らと電話やメール、手 紙などのやりとりをしましたか



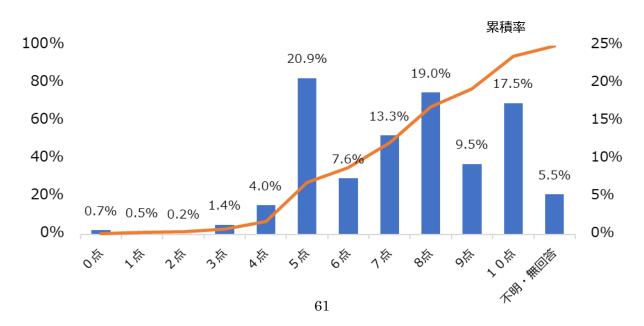
7 健康・幸福感について

- お酒をほぼ毎日飲む人は 21%、喫煙者は 11%でした。
- 健康状態が「よくない」または「あまりよくない」と答えた人は23%ありました。
- 幸せ感が3点以下と低い人は3%ありました。
- 「この 1 か月間、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったりすることがありましたか」または「この 1 か月間、どうしても物事に対して興味がわかない、あるいは心から楽しめない感じがよくありましたか」のいずれかに「はい」」と答えた人は、38%ありました。

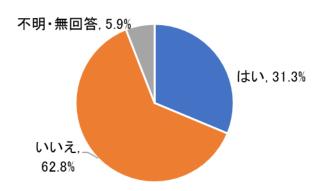
(1) 現在のあなたの健康状態はいかがですか



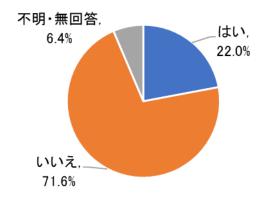
(2) あなたは、現在どの程度幸せですか



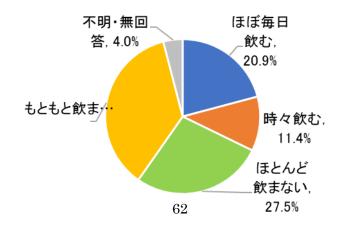
(3) この1か月間、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったりすること がありましたか



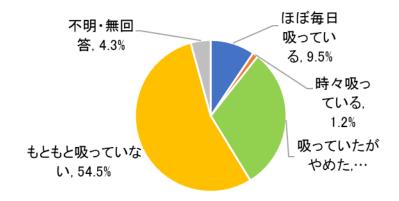
(4) この 1 か月間、どうしても物事に対して興味がわかない、あるいは心から楽 しめない感じがよくありましたか



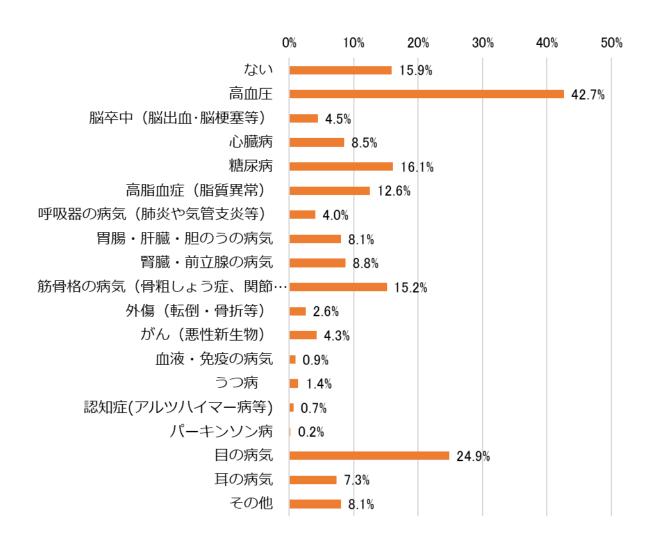
(5) お酒は飲みますか



(6) タバコは吸っていますか



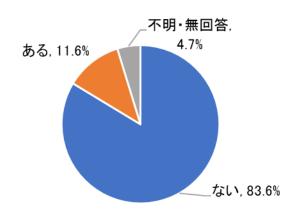
(7) 現在治療中、または後遺症のある病気はありますか



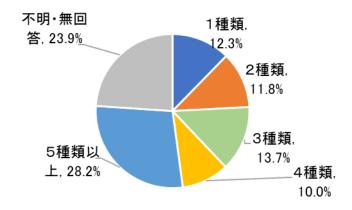
8 医療について

■ 28%が5種類以上の薬を内服しており、12%が過去1年間に入院歴がありました。

(1) あなたはこの1年間で、入院したことはありますか



(2) 現在、医師の処方した薬を何種類飲んでいますか



(1) 基本チェックリスト

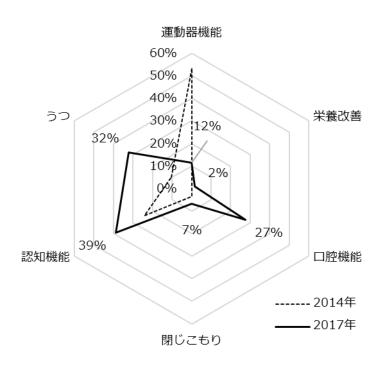
基本チェックリストは、暮らしの中で介護予防を実践するため、生活機能の低下のサインを早期に発見する評価法です。介護予防の主な分野とされる運動器機能、栄養改善、口腔機能、閉じこもり、認知機能、うつの6つと、全般的な機能低下を評価しています。本調査では、全体の 12%が運動、 2%が栄養の二次予防対象に該当し、35%がいずれかの二次予防対象に該当しました。

基本チェックリスト各項目の該当率



基本チェックリストのリスク該当率は、認知機能、うつにて3年前より増加し、運動機能で 大きく低下しました。

図 18. 基本チェックリスト各分野の該当率



(2) フレイル

フレイルとは、「虚弱」を表す「フレイルティ(Frailty)」という英語からつくられた言葉で、要介護状態になりやすい一方、可逆性がある、すなわち改善する状態を指します。定義としては、「生理機能の減退、体力、持久力の低下を基盤として、身体機能障害や死に対して脆弱性が増した状態」が一般的です。フレイルの基準として最も使われている CHS 基準では、①体重減少、② 歩行速度の低下、③握力の低下、④疲れやすさ、⑤身体活動の減少の5つのうち3項目以上が当てはまるものとされています。

1)基本チェックリスト

基本チェックリストの合計は、平均4.6点でしたが、要介護状態になりやすいフレイル(虚弱) *の目安とする8点以上は20.0%で、プレ・フレイル(フレイルの前段階)の目安とする4点以上は53.7%でした。

100%
90%
80%
70%
60%
50%
40%
20%
10%

7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25

図19. 基本チェックリストの合計点数分布

2) 簡易フレイル(虚弱) 指標

簡易フレイ指標

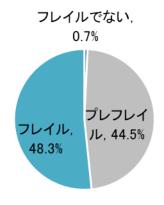
- 1. 6か月間で2~3kg以上の体重減少がありましたか
- 2. 以前に比べて歩く速度が遅くなったと思いますか

5

- 3. ウォーキング(歩き)等の運動を週に 1 回以上していますか
- 4.5分前のことが思い出せますか
- 5. (ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする

いずれも「はい」か「いいえ」で回答。「はい」の数が3個以上の場合フレイル、1-2個の場合プレフレイル(フレイルの前段階)、0個の場合、フレイルでないと評価します。

「フレイル」と考えられる簡易フレイ指標ル合計3点以上の率は48.3%でした。



在宅介護実態調査

結果のポイント

- 単身世帯が 21%で、老々介護と考えられる夫婦のみ世帯は 23%でした。
- 全体の33%において、施設等入所・入居は「検討している」または「すでに入所・入居 申し込みをしている」と回答されました。
- 介護保険サービスを利用したのは 54%にとどまり、訪問介護が利用されているのは 6%に限られました。通所介護(デイサービス)が 46%と、介護保険サービスの中で最も多く利用されていました。ショートステイは要介護者の 1割に利用されていました。訪問診療は 16%で利用されていました。
- 全般的健康感としては、健康状態が「あまりよくない」または「よくない」と答えた人は 37%ありました。
- 残歯が 20 本以上であったのは 22%でした。
- 要介護者の48%が5種類以上の薬を内服していました。
- 25.8%と、約4分の1が過去1年の間で入院歴がありました。

【家族介護者について】

- 介護のための離職は6%でみられ、転職も1%ありました。
- 介護は4分の3が女性によって担われ、約4割は60代でした。
- 介護のため、今後仕事を続けるのは「かなり」または「やや」難しいと答えたのは4%でした。
- 介護内容としては、食事やその他の日常生活の介護が中心ですが、金銭管理や諸手続き などの頻度も多くみられました。介護者には認知症状に関する不安が最も多く感じられ ていました。

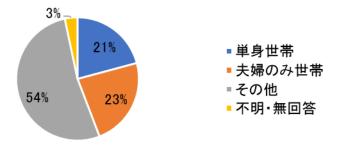


- ◇ 家庭に介護力がない人の支援体制をより推進する必要があります。
- ◆ 居住系介護施設等への入居・入所ニーズが高くみられましたが、そのニーズは自宅等で 受けられるサービス、地域資源や家庭事情などの社会環境にも関連し、その時その時の 地域事情に応じたニーズを適切に把握し、体制整備が求められます。
- ◆ 通所介護(デイサービス)等、ニーズが高いサービスについては、今後も十分な体制を確保する必要があります。一方、訪問介護など他地域に比べ利用率が低いサービスについては、利用率が低い理由を分析しながら、求められる質や量を確保するよう努めなくてはいけません。
- ◆ 要介護状態となり、移動が困難になっても、歯科を含め、診療所に通院しやすい支援が望まれます。
- ◆ 要介護認定者の約半数が5種類以上の薬を内服しており、かかりつけ医を持ったうえで、 複数医療機関に通院し、過剰な投薬にならないよう、医療機関同士の連携や、かかりつ け薬局の活用など、医療介護連携を進める必要があります。
- ◆ 要介護・要支援者においても、健康状態や入院率、幸福感など、本計画が指標とできる 基礎数値を求めることができました。これらの指標を継続的に評価しながら、PDSA サイクルを進めることが望まれます。
- ◇ 家族介護者が離職、転職をしなくてもよいよう、支援体制を強化する必要があります。
- ♦ 特に女性に介護が担われている場合が多く、支援方法を検討する必要があります。
- ◇ 認知症の人が増加しており、身体介護ばかりでなく、金銭管理や諸手続きの支援等も必要です。

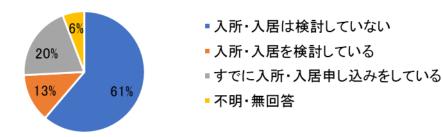
1 本人について

- 単身世帯が 21%で、老々介護と考えられる夫婦のみ世帯は 23%でした。23%は、施設等入所・入居は「検討している」または「すでに入所・入居申し込みをしている」と回答されました。
- 介護保険サービスを利用したのは 54%にとどまり、訪問介護が利用されているのは 6 % に限られました。通所介護(デイサービス)が 46%と、介護保険サービスの中で最も多く利用されていました。ショートステイは要介護者の 1 割に利用されていました。訪問診療は 16%で利用されていました。
- 全般的健康感としては、「よい」または「まあよい」が 47%を占めました。残歯が 20 本以上であったのは 22%でした。要介護者の 48%が5種類以上の薬を内服しており、約4分の1が過去1年間に入院歴がありました。

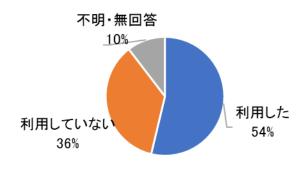
問1. 世帯類型



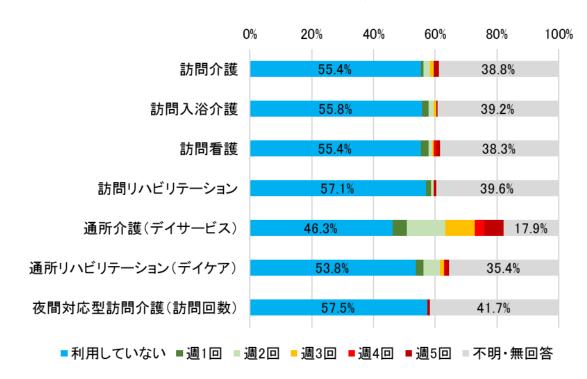
問2. 施設等への入所・入居の検討状況



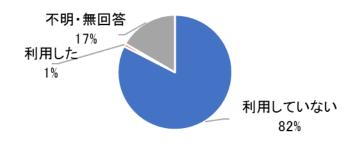
問3. 平成29年5月の1か月の間に、(住宅改修、福祉用具貸与・購入以外の)介護保険 サービスを利用しましたか



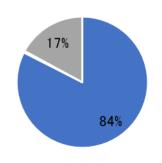
問4. 平成29年6月の1か月間の利用状況をご回答ください



●小規模多機能型居宅介護

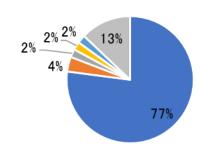


●看護小規模多機能型居宅介護



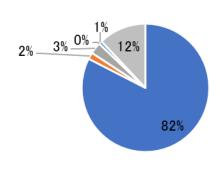
- ■利用していない
- ■利用した
- 不明·無回答

●ショートステイ



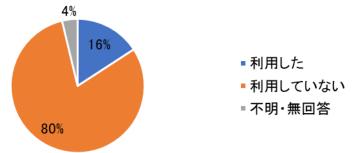
- 利用していない
- ■月1~7日程度
- ■月8~14日程度
- ┗月15~21日程度
- ■月22日以上
- ■不明・無回答

●居宅療養管理指導

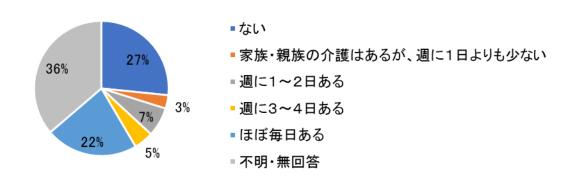


- ■利用していない
- ■月1回程度
- ■月2回程度
- 月3回程度

問5. ご本人は現在、訪問診療を利用していますか

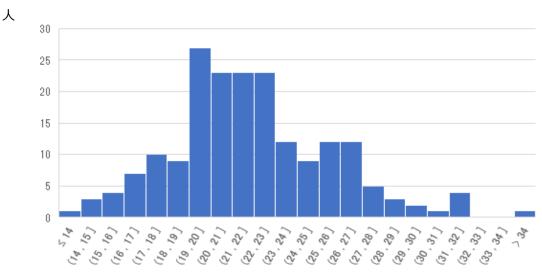


問 6. ご家族やご親族の方からの介護は、週にどのくらいありますか

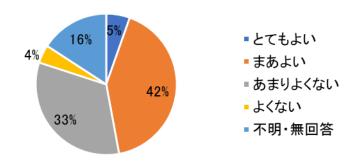


問7. BMI (Body Mass Index)

平均 22.0 ± 3.7 SD (標準偏差)



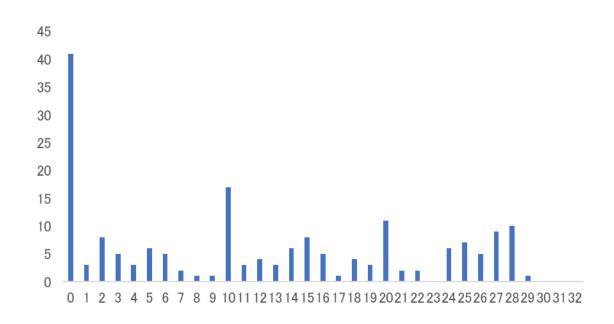
問8.現在のあなたの健康状態はいかがですか



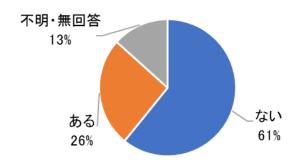
問9. 現在、ご自分の歯は何本ありますか

平均 22.0 ± 3.7 SD (標準偏差) 本

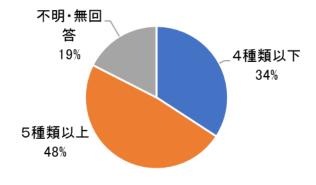
人 20 本以上 53 名 (22.1%)



問 10. あなたはこの 1 年間で、入院したことはありますか



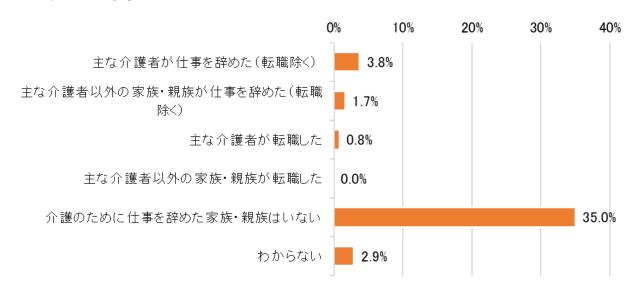
問 11. 現在、医師の処方した薬を何種類飲んでいますか



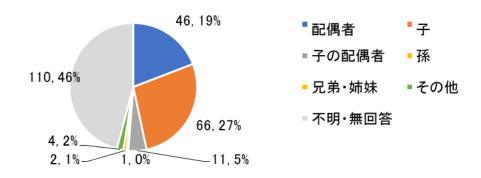
2 主な介護者の方について

介護のための離職は13例(6%)でみられ、転職も2例(1%)ありました。親族による介護は4分の3が女性によって担われ、介護者の約4割は60歳以上でした。介護のため、今後仕事を続けるのは「かなり」または「やや」難しいと答えたのは4%でした。介護内容としては、食事やその他の日常生活の介護が中心ですが、金銭管理や諸手続きなどの頻度も多くみられました。介護者には認知症状に関する不安が最も多く感じられていました。

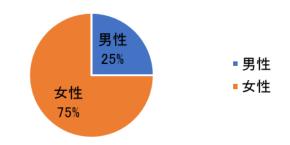
問1. ご家族やご親族の中で、ご本人の介護を主な理由として、過去1年の間に仕事を辞め た方はいますか



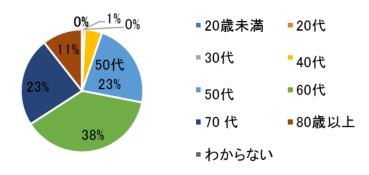
問2. 主な介護者の方は、どなたですか



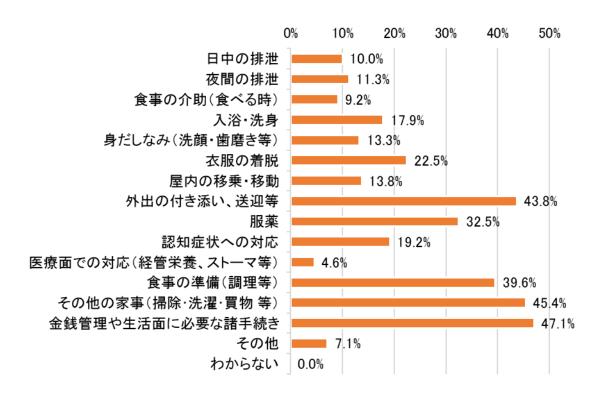
問3. 主な介護者の方の性別



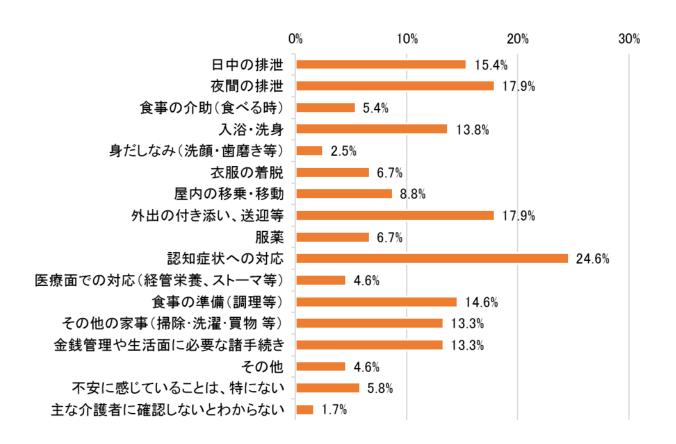
問4. 主な介護者の方の年齢



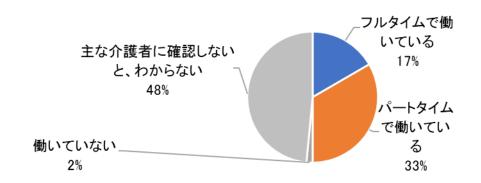
問5. 現在、主な介護者の方が行っている介護等



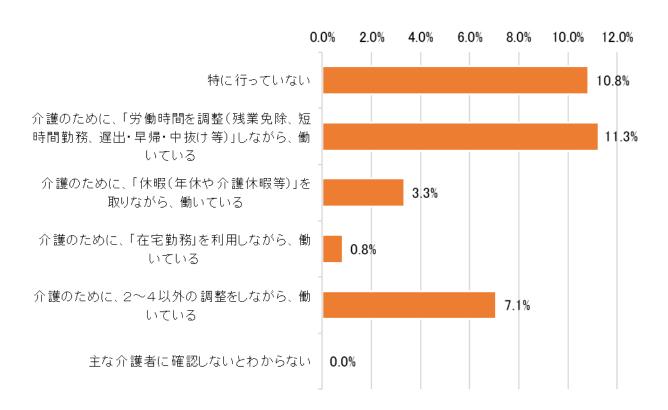
問 6. 現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安に感じる介護等



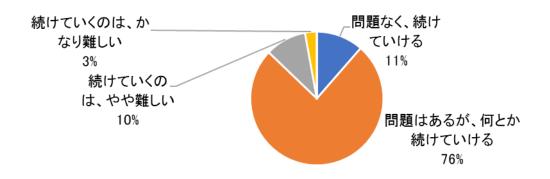
問7. 主な介護者の方の現在の勤務形態



問8. 主な介護者の方は、介護をするにあたって、何か働き方についての調整等をしていますか



問9. 主な介護者の方は、今後も働きながら介護を続けていけそうですか



8 現状のまとめと課題

上記のことから、現状として以下のまとめがなされます。

課題1. 介護予防

厚生労働省によると、平成 29 年の日本人女性の平均寿命は 87.1 歳、男性は 81.0 歳で、 男女ともに過去最高を更新しています。今、生まれてくる子の半数は 100 歳以上生きると言 われる長寿時代を迎える中、生涯を通じて住み慣れた地域で暮らし続けるためには、介護を 必要としない、あるいは介護を必要とする期間をできるだけ短くすることが必要です。

介護保険制度は、人々がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように 支援することや、要介護状態または要支援状態となることの予防又は要介護状態等の軽減若 しくは悪化の防止を理念としています。特に高齢者においては、機能回復訓練等のアプロー チだけではなく、生活環境の調整及び地域づくり等により、その人を取り巻く環境も含めた 包括的アプローチが重要と考えます。

このため、住民や事業者などの地域全体への自立支援・介護予防に関する普及啓発、介護予防の通いの場の充実、リハビリテーション専門職種等との連携や口腔機能向上や低栄養防止に係る活動の推進、地域ケア会議の多職種連携による取組の推進、地域包括支援センターの強化など、地域の実態や状況に応じた取り組みを通じ、高齢者が生きがいを持って、介護予防に努め、暮らすことができる地域の実現を目指すことが必要となります。

長く健康を維持するためには、人々も自ら進んで健康についての知識を深め、介護予防に努めていただく必要があり、町の保健センター、地域包括支援センターがそれを支援し、関連計画である第2次とよやま健康づくり21と一体的な事業展開を図ることによって、壮年期から高年齢期までのライフステージに沿った、生活習慣病予防や介護予防などを推進し、健康を基盤とした「生活の質(Quality of Life; QOL)」の向上を目指す必要があります。

本町においても、急速な高齢化が進んでいます。町民ができるだけ健やかに、自分らしく生きることができるよう、介護予防をより推進する必要があります。現在、性・年齢構成で調整した要介護認定率は、全国および愛知県と比べ低くなっており、この傾向をより伸ばすことができるよう、介護予防施策の強化が望まれます。また、要介護認定を受けていない方でも「介護・介助を要する」と答えた人が16%あり、必要な人が早い段階から要介護認定を受け、サービスを利用できるよう配慮する必要があります。

平成 28 (2016) 年度から開始された介護予防・日常生活支援総合事業は徐々に普及してきていますが、現在は現行相当サービスの提供が主となっており、今後は町の地域性を活かした独自の総合事業サービスの設定が求められています。

課題2. 認知症

高齢化に伴い、認知症が増加しています。認知症予防を進めるとともに、認知症になっても自分らしく、安心して暮らすことができるまちづくりを進める必要があります。本町においても近いうちに600人を越える人数が認知症になると推測され、そのための受け皿、社会システムの整備が必要です。認知症の人や高齢者が環境変化の影響を受けやすいことに留意し、これらの者が要介護状態等となっても、可能な限り、住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう、地域における支援体制整備を図る必要があります。

課題3. 居宅サービス

介護保険サービスとしては、認定者に通所介護(デイサービス)が 46%と、最も多く利用されていました。ショートステイも要介護者の1割と、多く利用されていました。訪問診療は 16%で利用されていましたが、訪問介護が利用されているのは6%に限られ、低い利用率でした。性別・年齢で調整した場合、本町は訪問介護、訪問看護の給付額が少なく、通所介護・リハビリテーションが多くなっています。通所介護(デイサービス)等、ニーズが高いサービスは、今後も十分な体制確保を行う一方、訪問介護など他地域に比べ利用率が低いサービスについては、利用率が低い理由を分析しながら、求められる質や量を確保するよう努める必要があります。

課題4. 施設および居住系サービス

高齢の単身世帯、夫婦のみの世帯は過半数を超えており、家庭の介護力が低下してきています。本町は施設および居住系サービスの給付額が比較的多くなっていますが、要介護・要支援認定者の23%にて、施設等入所・入居を「検討している」または「すでに入所・入居申し込みをしている」と回答されており、施設および居住系サービスのニーズは高く、今後も増加することが見込まれます。できるだけ住み慣れた我が家で暮らすことができるよう、居宅サービスを充実させるとともに、町民に必要とされる施設および居住系サービスを、時期を違わず適切に整備する必要があります。

課題5. インフォーマル・サービス

前項の居宅サービス、施設および居住系サービスの充実とともに、家庭に介護力がない人らの支援体制をより強めるため、公的サービス(フォーマルサービス)のほか、非公的サービス(インフォーマル・サービス)として、地域で助け合って暮らしていくことができる態勢づくりを進める必要があります。調査結果によると、地域の住民主体のグループ活動について、85 歳以上の 37%と相当の数で参加意向を示しており、活動できる場、機会の設定が望まれます。一方、運営者の立場で参加を希望する人はわずかしかおらず、まずは参加する方から関りをもっていただき、担い手を広げることが必要です。

課題 6. 社会経済的状態

高齢者の約4人に1人で経済的に「大変」または「やや」苦しいと回答されており、健康 および介護のことばかりでなく、経済的問題などへの対応も望まれます。近年、社会的環境 と健康との関連が多く明らかになってきており、これらの社会経済的状態を考慮した支援体 制整備が必要です。

課題7.口腔ケア

残歯が 20 本以上であったのは 22%でした。要介護状態となり、移動が困難になっても、 歯科を含め、診療所に通院しやすい支援が必要です。

課題8. 医療介護連携

在宅医療・介護の連携体制を整えるため、近隣市町と広域的に検討し、新たな連携システムの導入や、多職種連携研修会を実施、関係機関の連携強化を図られてきています。近年、住民らから、在宅での医療や介護サービス利用に関する相談が増加しており、相談体制の強化が望まれています。

要介護者の48%が5種類以上の薬を内服していました。要介護認定者の約半数が5種類以上の薬を内服しており、かかりつけ医を持ったうえで、複数医療機関に通院し、過剰な投薬にならないよう、医療機関同士の連携や、かかりつけ薬局の活用など、医療介護連携を進める必要があります。

課題9. 本人中心のケア

独居高齢者や認知症の増加により、自身で意思決定を行うことが困難になった場合の支援が課題です。意思決定が困難な場合でも、権利や財産が守られ自分らしい生活を継続するため、成年後見制度は有用な仕組みですが、まだその利用が限られています。医療や介護サービスが必要となった時に自分らしい生活を選択し継続していく上では、本人中心とした、本人やその代理となる人の意思決定が必要で、在宅医療や介護の理解を一般に広げ、本人にとって最適なケア、療養場所等を考える必要があります。このため、在宅医療、介護に関する普及啓発活動や、各種サービスの利用支援が求められています。

課題10.介護者支援

家庭での介護は4分の3が女性によって、約4割は60歳以上の家族によって担われていました。介護のための離職は6%、転職は1%で認められており、今後、会議のため仕事を続けるのは「かなり」または「やや」難しいと答えたのは4%でした。介護負担を緩和するよう、そして家族介護者が離職、転職をしなくてもよいよう、支援体制を強化する必要があります。介護者には、認知症状に関する不安が最も多く感じられており、その対策も求められています。

課題11. PDCA サイクル

健康状態や入院率、幸福感など、本計画が指標とできる基礎数値を求めることができましたが、今後、これらの指標を継続的に評価しながら、PDCA サイクルを進めることが必要です。

第3章 基本理念と施策の体系

1 基本理念

介護保険制度は、特に介護などが必要な方の尊厳を保持し、能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう支援することを基本理念としています。このもとで、本町における独自の基本理念として、以下を掲げます。

基本理念

助け合い 支え合う 健康であたたかなまち

~思いやり 笑顔があふれる 明るいまち~

この基本理念は、町民一人ひとりができるだけ長く健康で、自らの能力を発揮し、活動的な毎日を送れるように、お互いに支え合い、結び合う協働による共生社会を目指すためのものです。認知症や介護が必要な状態になっても、住み慣れた自宅や地域で、必要なケアを受けながら、価値観や生き方が尊重される自分らしい、心豊かな人生を送ることができるよう、共に支え合い、心が通い合う地域づくりを目指します。前回の第7次豊山町高齢者福祉計画・第6次介護保険事業計画で掲げた基本理念は、本町が目指す普遍的な内容であることから、本計画においてもその理念を継承します。



2 基本目標

基本理念の実現に向け、次の4つの基本目標を掲げます。基本目標1では高齢者を支 える地域全体の福祉ネットワークについて、基本目標2では高齢者の生活一般に対する 支援について、基本目標3では高齢者の健康維持について、基本目標4では要介護・要 支援認定者に対する介護保険サービスについて方向性を示しています。4つの基本目標 を実現することによって、介護・予防・医療・生活支援などが一体的に提供される地域 包括ケアシステムの構築を図ります。

基本目標 1

地域包括ケア体制の推進

介護予防や認知症高齢者対策の推進、地域包括支援センターの機能強化に努め ます。地域の見守り体制を強化し、高齢者虐待や孤独死などを防止します。

基本目標 2 生きがいづくりの推進

高齢者が住み慣れた自宅で自立した生活が送れるよう、生活支援の充実や福祉 コミュニティの醸成を図ります。高齢者が知識や経験を活かして、地域の中で積 極的な役割を果たしていけるよう、生きがいづくりを支援します。

基本目標 3 介護サービス基盤の整備

介護や支援が必要になった時に、家族などに過度な負担をかけることなく、高 齢者が安心して自立した生活を送れるよう、介護サービス基盤を整えます。

3 施策の体系

基本目標 1 地域ケア体制の推進

介護予防の推進による健康寿命の 延伸

1 住民主体の介護予防活動の推進

自立生活への支援

ニーズの把握と情報の見える化

在宅医療支援体制の充実

在宅医療相談体制の構築

在宅医療の普及啓発

4

認知症高齢者への支援体制の充実

- 認知症に対する理解の促進
- 2 容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供
- 3 若年性認知症施策の強化
- 認知症の人の介護者への支援
- 5 高齢者に優しい地域づくり
- 認知症やその族の視点の重視

5

権利擁護の推進

- 高齢者虐待防止に関する啓発
- 相談・支援体制の整備

地域包括支援センターの充実

- 地域包括支援センターの機能強化
- 地域ケア会議の充実

基本目標 2 生きがいづくりの推進

【施策項目】		【具体的内
1	1	町が実施する事業
高齢者日常生活支援サービスの充実	2	豊山町社会福祉協議会が実施する事業
2	1	社会活動の促進
社会参加・生きがいづくりの推進	2	働く機会の確保
3	1	福祉コミュニティの形成
福祉のまちづくりの推進	2	人にやさしいまちづくり

基本目標 3 介護サービス基盤の整備



第4章 高齢者福祉施策の展開

基本目標1

地域包括ケア体制の推進

//主要施策//

1 介護予防の推進による健康寿命の 延伸	— 1 住民主体の介護予防活動の推進
自立生活への支援	1 ニーズの把握と情報の見える化
3 在宅医療支援体制の充実	1 在宅医療相談体制の構築 2 在宅医療の普及啓発
	1 認知症に対する理解の促進 - 2 容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供
3 認知症高齢者への支援体制の充実	3若年性認知症施策の強化4認知症の人の介護者への支援5高齢者に優しい地域づくり6認知症やその族の視点の重視
5 権利擁護の推進	1 高齢者虐待防止に関する啓発 2 相談・支援体制の整備
6 地域包括支援センターの充実	1 地域包括支援センターの機能強化 地域ケア会議の充実

(1) 高齢者の自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化の推進

日常生活圏域ニーズ調査のほか、地域ケア会議、随時の調査などをもとに、市内の要介護認定者及び要介護認定を受けていない人の状態やニーズを随時収集し、常にPDCAサイクルに従い、より効果的、効率的な介護保険事業を進めます。

また、地域包括支援センターの適正な運営や公正性・中立性の確保を図るため、 定期的に地域包括支援センター運営協議会で事業運営の評価を行い、必要に応じて 是正・改善します。

(2) 「我が事・丸ごと」、地域共生社会の推進

地域共生社会とは、高齢者、障害者、子どもなど地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら活躍できる地域コミュニティであり、この実現を目指します。 多様な人との関わりやつながりが高齢者の支援にとても有効であることから、要 支援者等以外の高齢者、障害者、児童等を含めた対象を限定しない豊かな地域づく りを推進するとともに、子育て支援施策や障害者施策等と連携し、柔軟な事業実施 に心がけ、支援体制を強化します。

(3) 介護を行う家族への支援や認知症施策の推進

認知症になっても、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現をめざします。医療と介護の連携のもとに、認知症の人や家族に対して個別の訪問を行い適切な支援を行う「認知症初期集中支援チーム」や、医療機関・介護サービス事業所及び地域の支援機関をつなぐ連携支援、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う「認知症地域支援推進員」を配置し、この取組みを推進します。

(4)在宅医療・介護連携の推進

地域包括ケアシステムの更なる構築に向けて、在宅医療・介護を一体的に提供できる体制づくりの強化を推進します。医療・介護の連携に向けて、医療関係者と介護関係者の情報交換の場の確保や、多職種連携交流の場づくりなど、情報を共有する仕組みづくりを推進します。

1 介護予防の推進におる健康寿命の延伸

1 住民主体の介護予防活動の推進

■事業目的と内容■

住民主体の通いの場所を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進します。

(1) 住民主体サロン活動支援事業

住民が主体となった介護予防活動が継続的に実施できるよう、引き続きサロン活動 実施団体に対し立ち上げ・運営の支援や活動費の助成を行います(社会福祉協議会へ 委託し実施)。

対象サロン

- ・町民を代表者にしており、65才以上の方が5名以上参加していること
- ・開催回数は、原則として月1回以上定期的に開催していること
- ・原則として新たな参加者を拒まないこと
- ・サロン活動に関して他の助成を受けていないこと
- ・営利、宗教、政治活動等に利用していないこと
- ・保険の加入等により利用者等の安全の確保に努めていること

内容

- ・参加者相互の親睦に関すること
- ・講話・体操・レクリエーション等健康増進、介護予防に関すること
- ・その他介護予防活動に資すること
 - (例 脳トレ、お茶を飲みながら昔話、歌等)

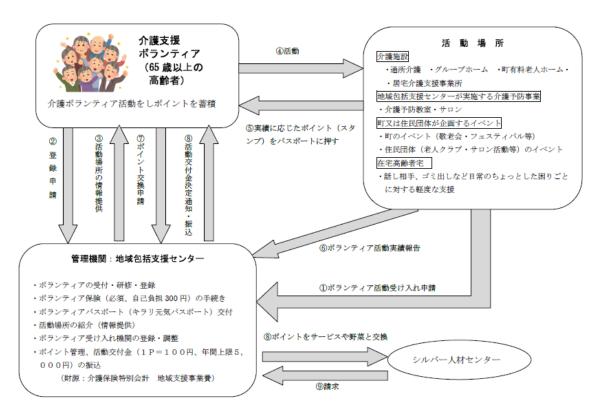
補助金

・1回開催ごとに3,500円(月4回を限度)

(2)介護予防ボランティア制度開始

高齢者が地域の中で生き生きと活躍し、幅広く交流するためのボランティア活動を通じた活動の場を設定します。高齢者が社会参加、地域貢献を行いながら自分の介護 予防及び健康増進に積極的に取り組むことを推奨し、いきいきとした社会を作ること を目的とします。

介護予防ボランティア事業の概要(案)



自立生活への支援

ニーズの把握と情報の見える化

■事業目的と内容■

高齢者が地域で自立した生活を送るためには、介護保険サービスとともに、介護保 険では対応していない多様なニーズに応じたサービスの提供が必要です。高齢者の地 域での生活を支援するために、高齢者の生活支援ニーズ及び介護保険外サービスの地 域資源の把握をし、町内の高齢者の生活に関わる支援体制を構築します。

(1) 生活支援体制整備事業 協議体の開催

住み慣れた地域でいつまでも暮らすことができるように、地域における高齢者の生 活を支える資源の開発、担い手の養成、関係者のネットワーク化を行う生活支援コー ディネーターを地域包括支援センターに設置しています。

生活支援コーディネーターと高齢者の生活支援を担う地域の関係者より協議体(会 議)を開催し、高齢者の生活を支える資源と地域課題の把握を行い、地域の実情に応 じた体制づくりを進めます。

(2)生活支援サービスに関する情報提供

高齢者の地域での生活を支援するため、介護予防や生活支援等の介護保険外サー ビスに関する情報をまとめたガイドブックを配布し、地域資源の情報共有を進めます。

介護保険サービス利用対象者向け もくじ 豐山町 ①交流する・・・・・・3P 2健康づくり・介護予防・ 3日常の生活 買い物、食事 総集編 生活支援全般· 洗濯. 掃除 · · 6 P AP **半**0冊· お風呂 7 P 49 出 · 7 P 6相談窓口紹介· 豊山町地域包括支援センター

ガイドブック (案)

3 在宅医療支援体制の充実

1 在宅医療相談体制の構築

■事業目的と内容■

住み慣れた地域で最期まで自分らしく安心して暮らせるよう、在宅医療や介護に 関する相談体制の充実を図ります。

(1) 在宅医療・介護連携に関する相談支援

住民や在宅医療介護の専門職へ支援体制の構築を図るため、在宅医療サポートセンター(仮)を設置し、医療と介護の知識をもつコンダクターが住民及び地域の医療・介護専門職からの相談対応を行います。必要に応じて、退院の際の地域の医療関係者と介護関係者の連携の調整や、利用者又は家族の要望を踏まえた、地域の医療機関等・介護事業相互の紹介を行います。

(2) 在宅医療・介護連携ネットワークの構築

医療と介護の連携強化を図るため地域おける在宅医療・介護連携ネットワークの 構築を進めます。

在宅医療の普及啓発

■事業目的と内容■

地域住民が在宅医療や介護について理解し、在宅での療養が必要となったときに本 人や家族にとって適切なサービスを選択することができることが重要です。

本人や家族が終末期ケアの在り方や看取りについて理解し、在宅で利用できる医療 や介護サービスを選択しながら、住み慣れた自宅で最期までその人らしい生活を継続 することができるように、講演会の開催や地区の健康教育等で在宅医療についての普 及を進めます。

4 認知症高齢者への支援体制の充実

今後ますます増加すると見込まれる認知症の人に適切に対応するため、国においては認知症施策推進総合戦略「新オレンジプラン」が策定され、認知症の人の意思が尊重され、できる限り、住み慣れた環境で、自分らしく暮らし続けることができる社会を目指し、以下の7つの政策が示されています。

本町においても、これらを中心に、認知症対策を推進します。

(1) 認知症への理解を深めるための普及・啓発

認知症サポーターの養成や活動の支援など、社会全体で認知症の人を支える基盤の整備の 取組を推進する。

(2) 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供

早期診断・早期対応を軸とし、行動・心理症状や身体合併症等が見られた場合にも、医療機関・介護施設等での対応が固定化されないように、退院・退所後もその時の容態委に最もふさわしい場所で適切なサービスが提供される循環型の仕組みを構築するため、必要な医療・介護等が適切に提供される体制整備、医療・介護等に携わる人材の認知症対応力向上のための取組を推進するとともに、認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員について活用を図り、地域の実情に応じた体制整備を推進する。

(3) 若年性認知症施策の強化

就労支援を含めた支援等を行う若年性認知症支援コーディネーターを配置するなどにより、若年性認知症の人の相談支援、関係者の連携のための体制整備、居場所づくり、就労・ 社会参加支援等の様々な支援を総合的に行う。

(4) 認知症の人の介護者への支援

地域実情に応じた認知症カフェ等の設置を推進し、精神的・身体的負担を軽減する観点からの支援や、介護者の生活と介護の両立を支援する取り組みを推進する。

- (5) 認知症の人を含む高齢者に優しい地域づくり
- 地域での見守りの体制整備を進めるとともに、成年後見制度利用促進に関する法律に基づ く権利擁護の取組の推進、市民後見人の育成・活用、支援体制の整備等を推進する。
- (6) 認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進
- (7) 認知症の人やその家族の視点を重視

初期段階の認知症の人のニーズ把握や生きがい支援など、認知症の人やその家族の視点を 重視した取り組みを進める。

1

認知症に対する理解の促進

認知症サポーター・キャラバンメイト養成

■ 事業目的と内容 ■

本町では、認知症の啓発を図るため、認知症サポーター、キャラバン・メイトの養成を行っています。平成 29 年 9 月現在、認知症サポーター累計 3,793 名、キャラバン・メイト計 32 名の養成がされています。

今後も認知症に関する普及啓発を図るため、住民・小中学生・町内の商店・役場職員等を対象に認知症サポーター養成講座を随時開催し、平成32年度までに認知症サポーター4,000人を目指します。

また、効果的な人材活用と認知症キャラバン・メイト同士の情報交換を図るため、 認知症サポーター養成講座の修了者や認知症キャラバンメイトに対して、行政と関係 機関が連携し、フォローアップや活動の場を提供します。

2

容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供

■ 事業目的と内容 ■

認知症の病状、および合併症、生活障害など、認知症の人の容態に応じた医療、介護を必要な時に、適切に受けられる体制を整備します。

(1)認知症ケアパス

認知症、および合併症や生活障害、社会的環境等に応じた認知症ケアパス^(*)を活用し(図1)、地域住民に対して、認知症の状態に応じた支援機関やサービスの見える化を行い、早期相談から発見への支援体制を整備するとともに、認知症への理解を図ります。

※認知症ケアパス

認知症の方の生活機能障害の進行に合わせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるのか、具体的な機関名やケア内容などを、あらかじめ認知症の方とその家族に提示するものです。

豊山町 認知症ケアパス

####################################	知道グアルなる	認知症ケア小公(症状巨成敗を利用をきるびービス)	#=[23]		小臓認定を受けなくても使えるサービス <u>小臓認定を受けていると使えるサービス</u>	も使えるサービスと使えるサービス
### 1995年	認知症の経過と対応		認知症の進行	〒(右に行くほど発症から経過し進行している	状態)	
### 1962年を子書の分別		認知症の疑い	認知症を有するが日常生活は自立	誰かの見守りがあれば 日常生活は自立	日常生活に手助け・介護が必要	常に介護が必要
	本人の様子 見られる症状や行動の例) *注意* 数別症の原因となる疾患や身体の 状況などにより、練過に関わり。 さりません。今後を見通す参考にし で下さし、	□物忘れはあるが、金銭管理や 買い物、書類の作成を含め、 日常生活は自立	□買い物やお金の管理にミスが見られる が、日常生活ははは自 □新しいことがなかなか覚えられない □料理の準備や手順を考えるなど、状況判 断が必要な行為が難しくなる	■ 服業管理ができない□ 保護しが対応などが1人では難しい□ たびたび道に送う□ 同い物やお金の管理などこれまでできてきたことにミスが目立つ	□書替えや食事、トイレ等かうまくできないいい□間本などを盗られたと言いだす□目でわかからなくなる□時間・日時・季節がわからなくなる	□言葉によるコミュニケーションが難しくなる なる □声がけや介護を拒む □はほ寝たきりで尊志の降通が困難であ るは寝れたきりで尊志のほが困難であ こ飲み込みが悪くなり食事に介助が必要
	やっておきたい・	□認知症を予防するため、規則正しい生活を心がけたり、地域の交流の場合というないがなり、 の場などへのお出かけを増やしま	□医療や介護について知りましょう 認知症を引き起こす病気により今後の 周囲が適切に対応する ことにより、穏・	発過や介護の方法が異なります。問選った対応 ph/な経過をたどることも可能です		性があります。
になど) ついて考えてみましょう (高級支援センターが関している) (高級支援センターが関している) (高級支援センターが関している) (高級支援・ンターが関している) (高級支援・ンターが関している) (10年・レイ・ボンターによる定義の資業・運動 (10年・レイ・ボンターによる定義の資業・運動 (10年・レイ・ボンターによる定義の資業・運動 (10年・レイ・ボンターによる定義の資業・運動 (10年・レイ・ボンターによる定義の資産・・ボンター・ボンター・ボンター・ボンター・ボンター・ボンター・ボンター・ボンタ	決めておきたいこと	しょう □認知症に関する正しい知識や理解 を深めましょう □今後の生活設計 (介護、金銭管理	□失敗しないように手助けをしましょう。 今まで出来たことが少しずつできなくた あるので、できるだけ失敗をさせない対	ゴリ失敗が増えてきます。 「失敗をして自信を 応と、失敗の影響を最小限にするさりげない	要失した」「失敗をして怒られた」といった(フォローをしましょう	体験は認知症の症状を悪化させることも
Chicagin Restaur Ch	に多様へのお願い	になど) ついて考えてみましょう	□介羅保険サービスなどを利用しましょう 早めに介護保険サービスを利用して、が 介護者が休息する時間も必要です。非た 自分の気持ちを話せる場を持つことも重	んぱりすぎない小麗をこころがけましょう。介 、認知症のことを隠さないて身近な人に伝え、 要です。	 獲者があってこその介護です。家族の方は自分 理解者や協力者を作りましょう。同じ立場の/	のことや健康を大切にしましょう。 (の集まり (豪族会など)で、話を聞いたり
(全体が発生ンターが関しているの世界を対すてなど) (金属を主かターが関しているの世界を対するの (金属を主かターが関しているの世界を対するの (金属を主かる) (金属の (マルバー) (金属の (マ	7 0 7			①地域包括支援センター		
(全部株を開発を立いて設置できるシルベーが終している方面が発展であるの際に、センラライアなど (会議の計画 (マイサービス)、(会が用の間 (マイサービス)、(会が用の間 (マイサービス)、(会が用の間 (マイナービス)、(会が用の間 (マイナービス)、(会が用の間 (マイナービス)、(会が用の間 (マイナービス)、(会が用の間 (マイナービス)、(会が用の間 (マイナービス)、(会が用の間 (マイナービス)、(会が用の間 (マイナービス)、(会が用の間 (マイナービス)、(会が用の間 (マイナービス) (会が用の間 (マイナービス) (マイ	伊政				(8個名介閣支援 (ケアマネジャー)	
(全部発展センターが関すている語子を記さるという。 (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4)	介護予防·悪化予防	②包括支援センターが開催しる各株も豊麻女生も一下開展を作り、下部開からは、パーゴサ	している介護予防教室への参加、老人クラブなど ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(いイナー) 歴史を記し	ス)、低跡間介護(ヘルバー)	(子がパー)
(34日今日日本主として高層できるシルー人がセンター・ガランティブなど (34日)24日 (34日)24日)24日 (34日)24日 (34日)2	単十2~「なよる一世世	7、4 野中装団(の)	参加、表人クラブなど	の選挙を受けています。	2)、G路間や間(ヘルバー)	の発展を置くていて、
(4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4)	仕事、役割支援	③特技や趣味を生かして活躍できるシルバー人材センタ	ター、ボランティアなど			
(PR) の			(1) (1) (2) (3)	・ 保生委員、認知信サポーター、教養服務情報キット配告等等(金の金を記される)	人クラブ加入者)	
(Dark) (Park - Art - A	女の無認・兄より				(⑤位置情報検索システム)	(GPS) の資本
(1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1		®シルバー人材センターによる定額有償	音楽事提助サービス (65歳以上の衛齢者のみの世帯など)	(の適所が関 (デイサート	ピス)、 (多路間介質 (ヘルパー)	(多数問分職(ヘルパー)
(1) (2) (3) (3) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	生活支援	200	ホームヘルブサービス		0タクシー券の助成、 (8移送サービスの助成、 (9家様介質用品製	購入(オムツ等)の助成等
(場所政策 (身体介護			1-47小) 置み返帰命		
・			- WG	院受診(かかりつけ医、認知症疾患医療センターなど)		
(職別能介護者の之に、(物産的格支援センター) (6日本生活的立英語事業) (() () () () () () () () ()	(A)				nato.	温度
②日常体活自立学振事業 日前: ケアハウス・サービス付き旅館書前は住宅、海科者人ホームなど のグループオーム、介置を人保証部別・介置を人権社籍	家族支援			9課知能介護者のつどい (地域包括支援センター)		
自称。アアハウス、サービス付き副務金向け住宅、海社会人ホームなど	権利を守る				(1)成年後見制	
	1 + +			Pハウス、サービス付き高齢者向け住宅、有料者人ホームなど		
	ほまい				パープホーム、介麗老人保護情談、介護老人福祉施設など	

(2)認知症地域支援推進員

認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するためには、医療・介護・生活支援などの様々なサービスが連携したネットワークを形成し、認知症を有する方にとって効果的な支援を行うことが重要です。そのため、市町村において認知症疾患医療センターや医療機関、介護サービスや地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担うのが認知症地域支援推進員です。

本町においては、認知症地域支援推進員を地域包括支援センターに配置し、状態に応じた 適切なサービスが提供されるための医療・介護間の連携体制、認知症を有する高齢者と家族 への支援体制を整備します。

(3)認知症初期集中支援チームの普及

認知症の疑いがある方や治療を中断している方及び家族へ認知症初期集中支援チームを派遣し、適切な医療受診及び介護保険サービスの利用を勧めます。

認知症初期集中支援チームについて

【目的】

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられる ために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・ 早期対応に向けた支援体制を構築することを目的とする。

【認知症初期集中支援チームとは】

複数の専門職が家族の訴え等により認知症 が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的(おおむね6ヶ月)に行い、自立生活のサポートを行うチームをいう。

記置場所

地域包括支援センター等 診療所、病院 認知症疾患医療センター 市町村の本庁



【対象者】

40歳以上で、在宅で生活しており、かつ 認知症が疑われる人又は認知症の人で以下の いずれかの基準に該当する人とする。

- ◆医療サービス、介護サービスを受けていない人、または中断している人で以下のいずれかに該当する人
- (ア) 認知症疾患の臨床診断を受けていない人
- (イ) 継続的な医療サービスを受けていない人(ウ) 適切な介護保険サービスに結び付いていない人(エ) 診断されたが介護サービスが中断している人
- ◆医療サービス、介護サービスを受けている が認知症の行動・心理症状が顕著なため、対 応に苦慮している

厚生労働省資料

|若年性認知症施策の強化

■ 事業目的と内容 ■

地域包括支援センターを中心に、本人および家族を対象に、若年性認知症に関する相談に対応します。また、普及啓発を進め、早期診断・早期へ繋げます。

認知症の人の介護者への支援

■事業目的と内容■

地域包括支援センターを中心に認知症支援に関する相談や地域づくりを行い、家族の精神的身体的負担の軽減を図ります。

交流の場の支援

認知症の方やその家族だけではなく、地域の方や介護・福祉の専門職等、どなたでも参加できる場として月1回オレンジカフェ(認知症カフェ)を開催します。認知症の方には安心して外出できる場、また家族にとっては本人と一緒に参加ができる場、他の介護者との交流によりリフレッシュできる場、地域で相談できる場となることを目指します。

地域住民との交流により、認知症についての地域の理解を深め、地域で支え合える 体制づくりを推進します。

高齢者に優しい地域づくり

■ 事業目的と内容 ■

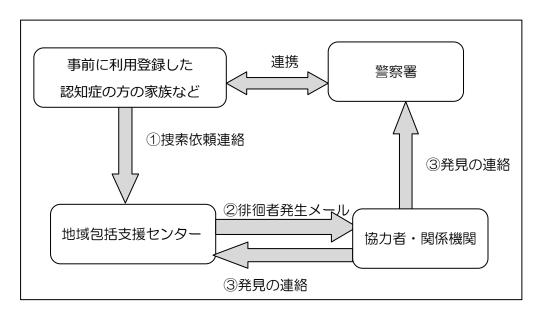
認知症高齢者が徘徊により行方不明になった場合の早期発見・保護を目的に、地域でも見守り体制を整備します。

認知症高齢者の徘徊対策

認知症高齢者が徘徊した場合、家族のみでの捜索は困難であるため、地域住民の理解を深め、支援体制を構築することが必要です。

本町では徘徊時の本人の位置情報を把握できる GPS 端末機の貸与をおこなっています。今後は、徘徊者高齢者の捜索メール配信システムを導入し、徘徊により行方不明となった場合に、家族等からの依頼により、その方の身体的特徴や服装等の情報を協力者や関係機関に対してメールで配信し、地域の協力を得て早期に発見し保護する体制の構築を進めます。

高齢者捜索メール配信システム(イメージ図)



認知症の人やその家族の視点の重視

■ 事業目的と内容 ■

これまでの認知症施策は、認知症の人を支える側の視点に偏りがちであったという 観点から、認知症の人の視点に立って認知症への社会の理解を深める普及啓発のほか、 初期段階の認知症の人のニーズ把握や生きがい支援、認知症施策の企画・立案や評価 への認知症の人やその家族の参画など、認知症の人やその家族の視点を重視した取組 を進めていきます。

5 権利擁護の推進

1 高齢者虐待防止に関する啓発

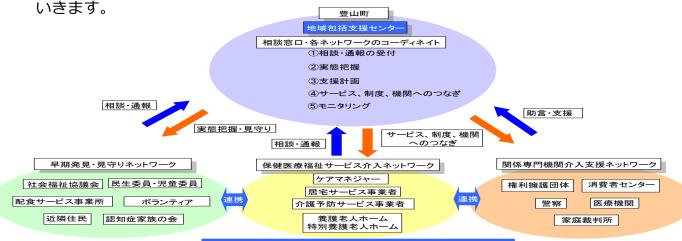
■ 事業目的と内容 ■

高齢者に対する虐待は、暴力・暴言、日常的な世話の放棄など、家庭や施設などに おいて身近な問題として存在しています。

また、虐待の程度も、命に関わる状況から支援者の何気ない言葉遣いによる心の傷など様々です。こうした高齢者虐待の防止、発見者の通報義務や支援者の負担軽減などを明確化するため、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。この法律には、高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見し、生命や身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに市町村へ通報しなければならないことなどが定められています。

高齢者虐待の防止には、早期発見と高齢者虐待に関する正しい理解が重要であることから、引き続き広報紙やパンフレット、健康教育などを通じて、住民に対して高齢者虐待に関する意識啓発を行います。また、関係機関とネットワークを構築し、早期発見・見守り支援を行います。

行政内部においては情報交換や学習を兼ねて、定期的に高齢者虐待対応会議を開催し、虐待が発生した場合は分析し再発防止に取り組みます。また、町の虐待独自マニュアルを職員間で共有し、虐待発生時に適切に支援を実施できるように進めていまます。



相談・支援体制の整備

■ 事業目的と内容 ■

重大な人権侵害である高齢者虐待問題は、人権課題の一つです。

今後も行政、関係機関、団体、地域住民が協力し合いながら、虐待に対する意識の 啓発や相談・支援体制の構築を図り、高齢者虐待防止のネットワークづくりに取り組 みます。

また、身体に重大な危険が生じているおそれがある場合は、法的手続きによる緊急 対応を行うなど、本人や介護者を支える仕組みづくりを進めます。

高齢者虐待は、速やかな対応が求められることから、今後も高齢者虐待に関する対応について関係機関と密に連携を図ります。

認知症高齢者の増加に伴い、物事を判断する能力が十分でない方について本人の生活 や財産を守る成年後見制度の利用の需要が高まります。成年後見制度の利用が必要な 方が制度を適切に利用ができるよう相談や支援体制の充実及び権利擁護支援の地域 連携ネットワークの構築を図ります。

地域連携ネットワークの構築

«地域連携ネットワークの役割»

- ・権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- ・早期の段階からの相談・対応支援の整備
- ・意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

«地域連携ネットワークの機能»

・広報機能、相談機能、利用促進機能、後見人支援機能、不正防止効果

6 地域包括支援センターの充実

■ 事業目的と内容 ■

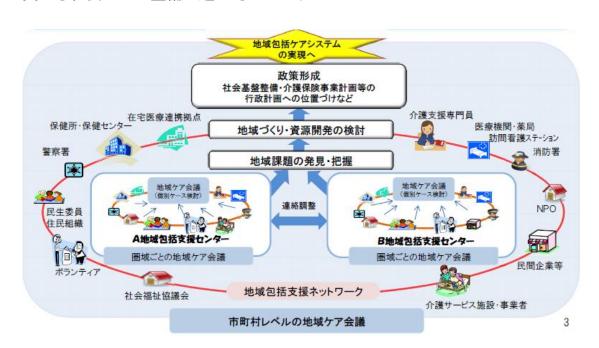
地域包括支援センターの事業評価や関係機関との連携を強化し、センターの機能の充実を図ります。

1 地域包括支援センターの機能強化

地域包括ケアの実現に向けて、より効果的・効率的な運営ができるよう地域包括支援センターの事業評価を自己評価及び地域包括支援センター運営協議会により実施します。

2 地域ケア会議の充実

地域包括ケアシステムの構築を進めるにあたり、民政委員や自治会等の地域の支援者・団体や、専門的視点を有する多職種を交え、「個別課題の解決」、「地域包括支援ネットワークの構築」、「地域課題の発見」、「地域づくり、資源開発」、「政策の形成」の5つの機能を有する地域ケア会議により高齢者個人に対する支援の充実と、高齢者を支える社会基盤の整備を進めていきます。



■ 地域包括支援センターの事業内容(平成30年度以降) ■

市业	4 4番□II		事業内容	
丁 寻	種別		事業名など	内 容
		訪問型サービス	現行の訪問介護相当	現行の予防訪問介護の人員基準による職員配置の下、事務所のホームヘルパー等が家庭を訪問し、利用者の生活機能の維持・向上の観点から、身体介護・生活支援サービスの提供を行う
ı	介護予防・生活支援サービス事業		かっぽうぎサービス	現行の介護予防訪問介護 の人員基準を緩和し、町の シルバー人材センターの 会員で一定の研修修了者 が訪問し、日常の掃除・洗 濯・家事等の生活支援サー ビスの提供を行う。
介護予防・日常生活支援総合事業	ービス事業	の人員基準による職 置の下、デイサービス ター等の施設において 浴や食事、その他の日 活に必要な介護サー	現行の介護予防通所介護 の人員基準による職員配 置の下、デイサービスセン ター等の施設において、入 浴や食事、その他の日常生 活に必要な介護サービス のほか、自宅までの送迎サ ービスを行う。	
業			元気はつらつサロン	事業対象者、要支援認定者が地域住民と交流を図りながら、運動や認知症予防等の介護予防に関すサロンを開催する。
		生活支援サービス	ほっとあんしん宅配サービス	自立した生活や栄養改善、 身体能力の維持・向上、利 用者の安否確認を行うこ とを目的に配食サービス を行う。1食あたり140円 の補助を行う。
		介護予防ケアマ ネジメント	利用者の心身状況や希望等を踏まするサービスの種類を定めたケス事業所等との利用調整を実施する	アプランを作成し、サービス

			60・70・75歳の	方に生活機能を評価するアンケートを実施。	
		介護予防把握事業	機能低下や閉じる	こもり等の何らかの支援を要する者を把握	
			し、訪問等により)介護予防活動へつなげる。	
			パンフレットの配布		
			介護予防手帳を交付		
		介護予防	講演会		
		普及啓発事業	相談会		
			キラリ65歳教室		
			おいしく食べて傾	建康教室	
			ボールクラブ		
			音楽クラブ		
	_		元気教室		
	般		健康アップさんさ	さん会	
	護		折り紙会		
	般介護予防事業		男性の簡単料理教	文室	
		地域介護予防	ロコモ予防教室		
		活動支援事業	健康ほっとサロン(しいの木)		
			介護予防教室(健康体操クラブなど)		
			老人クラブ支援		
			住民主体サロン活動支援事業	住民が主体となり地域で介護予防活動を 継続的に実施ができるよう、サロン活動実 施団体に対し運営の支援や活動費の支援 を行う。社会福祉協議会へ委託。(補助額: 1回あたり3,500円。月4回まで)	
			介護予防に関する	Sボランティア等の人材育成・活動支援	
		地域リハビリテー	介護予防の取組を	と機能強化するため、通所、訪問、地域ケア	
		ション活動支援事業	会議、住民主体の 言等を実施	通いの場等へのリハビリ専門職等による助	
	終	高齢者の総合的な	地域の高齢者に対	付し介護保険サービスにとどまらない様々	
包		相談窓口	な支援をするため、専門的な総合相談を行う		
括的支援 援車	総合相談事業	民生委員との 情報交換	各地区の民生委員	員との情報交換	
包括的支援事業・任意事業	権利擁護事業	権利擁護に関する 普及啓発	住民、ケアマネシ擁護に関する普及	ジャー、事業所職員等に対し、高齢者の権利 な啓発をする	
- 未	業	高齢者虐待対応 会議	虐待ケースの検討 交換	t、虐待対応ネットワークの構築に向け情報	

		·		
	包括的・	地地域ケア会議	事例検討を通じて、多職種協働によるケアマネジメント支援 や地域ネットワークの構築を行う	
	・継続的ケ	介護支援専門員 (ケアマネジャ ー)研修会	ケアマネジメントの支援としてケアマネジャーのための研 修会を行う	
	ケアマネジメント事業	ケアマネ会支援	介護保険サービス利用者の支援に携わる介護支援専門員の ネットワークを構築するためケアマネ会の発足や運営を支 援する	
	事業	地域包括支援セン ター運営協議会	地域包括支援センターの適切な運営及び公正かつ中立性の 確保を図るため、地域の医療・保健・福祉関係者と協議をす る。	
		オレンジカフェ (認知症カフェ)	認知症の方やその家族、地域住民、介護・福祉の専門職等が 交流できる場としてオレンジカフェを社会福祉協議会と協 働し開催する。	
包括的	家族介護支援事業	養成講座・ バンメイト 家 際介護 支援 事業	認知症サポーター 養成講座・キャラ バンメイト養成	認知症の方やその家族への地域の理解や支援を得るため、認知症サポーター、認知症キャラバンメイトを養成する
包括的支援事業・任意			認知症ケアパスの普及	認知症の方や家族の方が安心して生活できるよう、症状の進行状況に合わせて、どのような医療・介護・地域のサービスを利用することができるか、サービスの情報をまとめた資料(認知症ケアパス)を提供する
任意事業			徘徊高齢者家族支 援事業	認知症の高齢者の行方がわからなくなった場合に早期に発見し安全を確保するため、GPS端末機を貸し出す。行方不明時は委託業者が家族に位置情報を連絡し、家族からの要望があれば居場所に急行し自宅まで送迎をする
		成年後見制度等 利用支援事業	低所得者の高齢者の成年後見制度の申立に要する費用や成 年後見人等の報酬の助成を行う	
	在宅	地域包括ケアシステム推進協議会	医療、介護、予防、住まい及び生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を総合的かつ計画的に実施するため、地域の医療・介護・福祉関係者と協議をする	
	在宅医療介護連携推進事業	住民向け在宅医療 講演会	地域住民が在宅医療や介護について理解し、在宅で療養が必要となった時に必要なサービスを適切に選択することができるよう、講演会の開催し住民の理解を高める	
	携推進事	多職種連携研修会	医療や介護の専門職同士の連携を強化するため、多職種の交 流を目的とした研修会を開催する	
	事 業	電子@連絡帳	医療・介護関係者が連携し療養者に適切な支援を行うことができるよう、在宅療養者の同意の元、療養者に係る医療・介護関係者がインターネット上の専用サイト(電子@連絡帳)で療養者の情報を共有することができるようにする。	

		地域資源マップ	地域の医療・介護情報の把握や共有のため、地域の医療・介護の資源に関する情報をインターネット上の専用マップで情報公開し、地域住民が医療・介護機関に容易に利用することができるようにする。また、地域の医療・介護関係者が協力依頼先を適切に選択、連携をできるようにする。
		在宅医療サポート センター (仮称) の設置	在宅医療・介護連携を支援する相談窓口を設置し、住民及び 医療介護関係者からの在宅医療関係者からの相談対応を行う
	生活支援体制整備事業支援事業	協議体の設置	単身や夫婦のみの高齢者、認知症の高齢者が安心して地域で 生活することができるよう、日常生活を支援するサービスの 体制整備をするため、市町村が中心となり、地域住民の身近 な存在である多様な主体の参画を得て、それぞれの持ち味を 活かした地域における支援体制の充実・強化をはかる会議を 開催する
	業支援事業	生活支援コーディネーター業務	地域における多様な主体による取組を調整し、資源開発、ネットワークの構築、地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチング等を行う
	援事業認知症総合支	認知症初期集中支 援チームの設置	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるために、認知症の方及びその家族を支援する認知症初期集中支援チームを設置し、早期診断及び早期対応をし、適切な医療や介護サービスの利用につなげる。
介護予防事業	i支援	要支援状態の者に 対する介護予防の プランの作成	介護予防プランの作成・給付管理(指定居宅介護支援事業所 に委託可)、介護報酬の請求等

基本目標2

生きがいづくりの推進

主要施策//

 【施策項目】	【具体的内
1	町が実施する事業
高齢者日常生活支援サービスの充実	- 2 豊山町社会福祉協議会が実施する事業
2	社会活動の促進
社会参加・生きがいづくりの推進	鱼 働く機会の確保
3	┌ 1 福祉コミュニティの形成
福祉のまちづくりの推進	2 人にやさしいまちづくり

1 高齢者日常生活支援サービスの充実

1 町が実施する事業

本町が実施した日常生活圏域ニーズ調査等の結果を踏まえ、従来のサービスを継続するとともに、特に高齢者の外出支援を充実します。

2 豊山町社会福祉協議会が実施する事業

高齢者が地域で安心して暮らせる地域福祉活動の充実を図るとともに、住民同士が支え合う環境づくり、ボランティアの発掘・育成やボランティア活動の活発化に繋がるよう、事業 周知等により活動を支援します。

2 社会参加・生きがいづくり

1 社会活動の促進

日常生活圏域ニーズ調査結果により抽出された課題を受け、社会活動の参加者から担い手を広げ、高齢者が社会参加や社会的役割を通じて、生きがいや介護予防に繋がることができるよう、引き続き「老人クラブ活動」や「ボランティア活動」を相談業務や事業周知等を通じて支援します。

2 働く機会の確保

高齢者の就労は、生きがいとなり、介護予防の視点からも重要であることから、引き続き、財政面や事業運営面において支援を図ります。

3 福祉のまちづくりの推進

1 福祉コミュニティの形成

本格的な超高齢社会を迎え、見守りや介護を要する方の急激な増加、住民ニーズの多様化・高度化など、社会情勢は大きく変化しています。

そのような中、高齢者が今後とも住み慣れた地域や自宅で、安心・安全に暮らし続けるためには、介護保険制度だけでは手の届かない分野にも、手の届くような取組みを進めていく必要があります。そのような取組みの一つとして、地域住民、ボランティア団体や行政などの各主体が協働し、福祉コミュニティを形成していくことは欠かすことができない大切な要素です。

本町は、県内で最も行政面積が小さいこともあり、他の自治体に比べ、住民と行政との距離が近いという特徴があります。このような本町の強みを最大限に発揮し、お互いに支え合い・助け合う、福祉コミュニティの醸成を図ります。福祉コミュニティの醸成は、高齢者が住み慣れた地域で安心・安全に暮らすことができるだけではなく、子育て支援、青少年の健全育成、防災や防犯など、現代社会が抱える様々な問題に対する有効な解決手段にもつながります。

すべての住民が住み慣れた地域や自宅で尊厳をもって、安心・安全に暮らしていけるよう、地域住民、ボランティア団体や行政などの各主体が連携し、地域の支え合い・助け合いを重視した共生社会の実現を目指します。

2 人にやさしいまちづくり

	高齢者、障がい者や子どもたちが、安心・安全に移動や活動ができ、容易に社会 参加することができる町づくりを進めます。
バリアフリー・ユニバーサ	新規に事業化される公共の建物、道路や公園などの公共的施設においては、ユニ
ルデザインのまちづくり	バーサルデザイン(※)を踏まえた整備を行うとともに、既存の公共施設のバリ
	アフリー化については、改築や改修などの機会に整備を進めます。
町内の公共交通の利便性の向上	町内の公共交通の利便性の向上を図ります。
	地震などの緊急時における防災対策には、住民同士の支え合いや行政と住民との
	連携が大切です。
	また、日常的なコミュニティ活動を十分に活用できる体制を整え、近い将来、発
	生が予想される地震などに備えることも重要です。
 防災対策などの推進	現在、防災対策として、災害が発生した際に家族などの援助がなく、避難が困難
例欠対象などの推進	な災害弱者のための避難行動要支援者名簿を整備しています。
	平成29年9月現在の名簿掲載者数は、283名です。名簿は毎月更新しており、
	新規対象者には必要事項を記入する用紙を送付しています。今後も名簿の作成を
	随時行い、災害が発生した際に、迅速な支援が得られる仕組みづくりを行うとと
	もに、住み慣れた地域で安心して生活ができる環境づくりを推進します。
	 世代を超えて地域住民が共に支え合う地域づくりや介護の魅力向上のため、広報
	媒体を活用した福祉意識の啓発の他、小・中学生を対象とした福祉実践講座やボ
福祉・介護の人材育成	ランティア体験などを実施します。
	また、退職した介護福祉士等の届出制度等を活用し、必要な人材確保に努めます。
	高齢者などがこれからも住み慣れた地域で安全・安心に暮らし続けられるよう、
高齢者などの見守り体制	住民と接する機会の多い新聞販売・郵便局・電気・ガス・水道などの23事業者
	(平成29年9月現在)と「豊山町高齢者等見守り活動協定」を締結しています。
の推進	今後とも協定締結事業者の募集や事業者連絡会の開催などを通じて、地域ぐるみ
	で重層的な見守り体制を推進します。
介護離職防止	働きながら介護に取り組む家族等を支援するため、認知症カフェを始め、相談業
	務等を通じて支援を強化します。

基本目標3

介護サービス基盤の整備

主要施策



居宅サービス、施設サービス、地域密着サービスは介護保険制度の基盤です。これまでに引き続き、それぞれのニーズに合致したサービスが提供されるよう、整備します。

各サービスは、関係者の意見を十分に聞き取った上で、サービス種類ごとの必要量を設定 し、確保に努めます。そのために、ヘルパー等、必要な人材養成も行います。

1 居宅サービスの充実

1 訪問系サービス

訪問介護	平成29年度(見込み)	予防	68
		介護	32,739
	第7期見込み		
	平成30年度	介護	32,911
	平成31年度	介護	34,376
	平成32年度	介護	39,357
訪問入浴介護	平成29年度(見込み)	予防	0
		介護	779
	第7期見込み		
	平成30年度	予防	0
		介護	2,097
	平成31年度	予防	0
		介護	3,304
	平成32年度	予防	0
		介護	3,37
訪問看護	平成29年度(見込み)	予防	177
		介護	84,01
	第7期見込み	1	
	平成30年度	予防	543
		介護	24,141
	平成31年度	予防	579
		介護	25,713
	平成32年度	予防	1,104
		介護	25,979
訪問リハビリテーション	平成29年度(見込み)	予防	177
		介護	0
	第7期見込み		
			E42
	平成30年度	予防 介護	543 0
	 平成31年度	予防	579
	一次ジェナタ	介護	0
	 平成32年度	予防	1,104
	1 1202-TIX	介護	0
		/ I IJS	· ·

2 通所系サービス

通所介護	平成29年度(見込み)	介護	115,514
	第7期見込み		
	平成30年度	介護	128,599
	平成31年度	介護	144,125
	平成32年度	介護	158,814
通所リハビリテーション	平成29年度(見込み)	予防	6,095
		介護	33,627
	第7期見込み		
	平成30年度	予防	4,882
		介護	34,572
	平成31年度	予防	6,203
		介護	36,941
	平成32年度	予防	6,482
		介護	39,864

短期入所系サービス



			丰 四 · 11]
短期入所生活介護	平成29年度(見込み)	予防	149
が受けていません		介護	58,682
	第7期見込み		
	平成30年度	予防	375
		介護	53,424
	平成31年度	予防	0
		介護	60,054
	平成32年度	予防	0
		介護	66,843
短期入所療養介護	平成29年度(見込み)	予防	0
/虹州/八川/水長/一時		介護	0
	第7期見込み		
	平成30年度	予防	0
		介護	蔓 0
	平成31年度	予防	0
		介護	蔓 0
	平成32年度	予防	0
		介護	E 0



居宅での暮らしを支えるサービス

下の				
第7期見込み 平成30年度	居 字 唇 卷 管 理 指 道	平成29年度(見込み)	予防	613
平成30年度 予防 494 介護 7,445 平成31年度 予防 494 介護 7,445 平成32年度 予防 372 介護 9,260 予防 2,441 介護 35,149	心心然及日生出夺		介護	7,046
中成31年度介護 予防 介護 名之名 介護 名之名 介護 名之名 介護 9,260居宅介護支援(ケアマネジメント) 居宅介護支援(ケアマネジメント)平成29年度(見込み)予防 第7期見込み中成30年度 平成31年度予防 子院 2,990 介護 介護 2,990 介護 分養 43,964不成32年度予防 2,990 介護 介護 2,990 介護 分養 7人護 2,990 介護 2,990 介護 2,990 介護 2,990 介護 2,990 介護 2,990 介護 2,990 介護 7人護 2,990 介護 2,9		第7期見込み		
平成31年度予防 介護 平成32年度494 介護 9,260居宅介護支援(ケアマネジメント) アでは 中成30年度平成29年度 (見込み) 第7期見込み 平成30年度 中成31年度 平成31年度 予防 ・ 2,990 ・ 2,990 <br< td=""><td></td><td>平成30年度</td><td>予防</td><td>494</td></br<>		平成30年度	予防	494
中成32年度介護 予防 372 介護 7度 372 介護 7度 9,260居宅介護支援(ケアマネジメント) 居宅介護支援(ケアマネジメント)平成29年度(見込み)予防 2,990 介護 7度 37,881 37,881 平成31年度 平成32年度予防 2,990 介護 7度 43,964福祉用具貸与平成29年度(見込み)予防 3,021 介護 43,964第7期見込み 平成30年度予防 3,021 介護 7度 20,626 平成31年度 平成31年度 平成32年度予防 3,035 介護 21,290 予防 3,035 介護 7度 22,440特定福祉平成29年度(見込み)予防 予防 3,035 介護 7度 22,440特定福祉平成29年度(見込み)予防 予防 3,035 介護 7度 3,035 7度 7度 936			介護	7,445
RE宅介護支援(ケアマネジメント)平成29年度(見込み)予防 2,441 介護 35,149第7期見込み平成30年度予防 2,990 介護 37,881 平成31年度予防 2,990 介護 40,608 平成32年度平成32年度予防 2,990 介護 43,964平成29年度(見込み)予防 3,411 介護 19,469平成30年度予防 3,021 介護 20,626 平成31年度予防 3,035 介護 21,290 平成32年度平成32年度予防 3,035 介護 22,440特定福祉平成29年度(見込み)予防 3,035 介護 22,440特定福祉平成29年度(見込み)予防 136 介護 936		平成31年度	予防	494
大護 9,260 大藤 9,260 大藤 9,260 大藤 9,260 大藤 35,149 大藤 35,149 大藤 35,149 大藤 35,149 大藤 37,881 大藤 37,881 大藤 40,608 大藤 40,608 大藤 43,964 大藤 43,964 大藤 19,469 大藤 20,626 大藤 20,626 大藤 20,626 大藤 20,626 大藤 20,626 大藤 20,626 大藤 21,290 大藤 21,290 大藤 21,290 大藤 22,440 大藤 22,440 大藤 936 大藤 936			介護	8,289
平成29年度(見込み) 予防 2,441		平成32年度	予防	372
### (### 1845) (元)			介護	9,260
第7期見込み 平成30年度 平成31年度 平成31年度 平成32年度 平成32年度 平成32年度 平成32年度 平成32年度 平成29年度(見込み) 平成30年度 第7期見込み 平成30年度 第7期見込み 平成30年度 第7期見込み 平成30年度 第7期見込み 平成30年度 中成31年度 予防 3,021 介護 20,626 平成31年度 予防 3,035 介護 21,290 平成32年度 平成32年度 予防 3,035 介護 22,440 平成32年度 平成39年度(見込み) 平成39年度(見込み) 平成30年度 平成31年度 予防 3,035 介護 22,440		平成29年度(見込み)	予防	2,441
平成30年度予防 2,990 介護 37,881平成31年度予防 2,990 介護 40,608平成32年度予防 2,990 介護 43,964福祉用具貸与平成29年度(見込み)予防 3.411 介護 19,469第7期見込み平成30年度予防 3,021 介護 20,626 予防 3,035 介護 21,290 平成32年度予防 3,035 介護 22,440特定福祉平成29年度(見込み)予防 136 介護 936	冶七川吸文版(ファマヤンハント)		介護	35,149
平成31年度介護 予防 2,990 介護 介護 40,608 予防 2,990 介護 介護 43,964平成29年度(見込み)予防 第7期見込み第7期見込み平成30年度予防 7時 20,626 予防 7時 7時 7時 7月期 <td></td> <td>第7期見込み</td> <td></td> <td></td>		第7期見込み		
平成31年度予防2,990 介護40,608 そりたった。 子りたった。 		平成30年度	予防	2,990
平成32年度介護 予防 (名) <td></td> <td></td> <td>介護</td> <td>37,881</td>			介護	37,881
平成32年度予防2,990 介護43,964福祉用具貸与第7期見込み第7期見込み平成30年度予防3,021 介護20,626 予防平成31年度予防3,035 		平成31年度	予防	2,990
福祉用具貸与平成29年度 (見込み)介護 43,964第7期見込み平成30年度予防 3,021 介護 20,626 平成31年度予防 3,035 介護 21,290 平成32年度予防 3,035 介護 22,440特定福祉平成29年度 (見込み)予防 136 介護 936			介護	40,608
福祉用具貸与 平成29年度(見込み) 予防 3.411 介護 19,469		平成32年度	予防	2,990
(日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本)			介護	43,964
特定福祉介護 19,469第7期見込み平成30年度予防 3,021 介護 20,626 予防 3,035 介護 21,290 	福祉田旦貸与	平成29年度(見込み)	予防	3.411
平成30年度予防3,021 介護20,626 予防3,035 介護21,290 予防70 3,035 介護21,290 予防3,035 介護22,440特定福祉平成29年度(見込み)予防136 介護936	(田川/川 大 兵)		介護	19,469
平成31年度介護 予防 3,035 介護 21,290 予防 7度 21,290 予防 7度 22,440特定福祉平成29年度(見込み)予防 予防 7度 936		第7期見込み		
平成31年度予防3,035 介護介護21,290 予防3,035 介護22,440特定福祉平成29年度(見込み)予防136 介護936		平成30年度	予防	3,021
平成32年度介護 予防 3,035 介護 22,440特定福祉平成29年度(見込み)予防 予防 介護 936			介護	20,626
平成32年度予防3,035 介護22,440特定福祉平成29年度(見込み)予防136 介護936		平成31年度	予防	3,035
特定福祉介護22,44022,440平成29年度(見込み)予防136介護936			介護	21,290
特定福祉平成29年度(見込み)予防136介護936		平成32年度	予防	3,035
特定福祉			介護	22,440
介護 936	特定福祉	平成29年度(見込み)	予防	136
第7期見込み	以之田山		介護	936
712 : 7432 0.22 7		第7期見込み		

用具販売	平成30年度	予防	302
/IJ /		介護	997
	平成31年度	予防	302
		介護	997
	平成32年度	予防	302
		介護	2,127
住宅改修の補助	平成29年度(見込み)	予防	409
压 自改[507]而助		介護	916
	第7期見込み		
	第7期見込み 平成30年度	予防	1,114
		予防介護	1,114 1,424
			•
	平成30年度	介護	1,424
	平成30年度	介護 予防	1,424 1,114

居宅に近い生活を提供するサービス

特定施設入居者生活介護	平成29年度(見込み)	予防	2,846
[] [] [] [] [] [] [] [] [] []		介護	41,522
	第7期見込み		
	平成30年度	予防	3,252
		介護	39,318
	平成31年度	予防	4,336
		介護	40,924
	平成32年度	予防	5,420
		介護	41,863

2 施設サービスの充実

1 介護老人福祉施設のサービス

単位:千円

介護老人福祉施設	平成29年度(見込み)	介護	146,179
	第7期見込み		
	平成30年度	介護	150,257
	平成31年度	介護	150,257
	平成32年度	介護	189,733

介護老人保健施設のサービス

単位:千円

介護老人保健施設	平成29年度(見込み)	介護	69,648
	第7期見込み		
	平成30年度	介護	74,500
	平成31年度	介護	74,500
	平成32年度	介護	74,500

介護療養型医療施設のサービス

介護療養型医療施設	平成29年度(見込み)	介護	1,243
	第7期見込み		
	平成30年度	介護	4,019
	平成31年度	介護	4,019
	平成32年度	介護	4,019

3 地域密着型サービスの充実

			<u> </u>	
認知症対応型共同生活介護	平成29年度(見込み)	予防	0	
		介護	24,581	
	第7期見込み	み		
	平成30年度	予防	0	
		介護	25,879	
	平成31年度	予防	0	
		介護	25,544	
	平成32年度	予防	0	
		介護	25,544	
小規模多機能型居宅介護	平成29年度(見込み)	予防	0	
		介護	0	
	第7期見込み	第7期見込み		
	平成30年度	予防 介護		
	平成31年度	=	予防	
			介護	
	平成32年度	=	予防	
		,	介護	
地域密着型通所介護	平成29年度(見込み)	予防		
		介護	58,247	
	第7期見込み			
	平成30年度	介護	58,030	
	平成31年度	介護	60,856	
	平成32年度	介護	63,299	